

平成20年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成20年12月12日（金曜日）

議 事 日 程（第4号）

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | 議案第 93号 | 四万十町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 | 議案第 94号 | 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 3 | 議案第 95号 | 四万十町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第 96号 | 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第 97号 | 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 98号 | 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 99号 | 四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第100号 | 四万十町道路占用条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第101号 | 四万十町窪川B&G海洋センター条例の全部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第102号 | 平成20年度四万十町一般会計補正予算（第3号） |
| 第11 | 議案第103号 | 平成20年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第12 | 議案第104号 | 平成20年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 第13 | 議案第105号 | 平成20年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 第14 | 議案第106号 | 平成20年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 第15 | 議案第107号 | 平成20年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第 |

2号)

- 第16 議案第108号 平成20年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)
- 第17 議案第109号 平成20年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第2
号)
- 第18 議案第110号 平成20年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算(第2
号)
- 第19 議案第111号 平成20年度四万十町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第112号 平成20年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計補正予
算(第1号)
- 第21 議案第113号 平成20年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算(第1
号)
- 第22 決算第 1号 平成19年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 四万十町議会改革特別委員会の最終報告について
- 第24 発議第 12号 四万十町議会の議員の定数を定める条例の制定について
- 第25 陳情第 12号 北の川山元貯木場整備工事に関する要望書の取り下げについて
- 第26 陳情第 19号 町道の認定に関する要望(旭が丘地区)の取り下げについて
- 第27 陳情第 36号 『「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める
意見書』採択に関する陳情
- 第28 陳情第 32号 町道の認定に関する要望(旭が丘地区)
- 第29 発議第 13号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意
見書案
- 第30 発議第 14号 危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意
見書案
- 第31 発議第 15号 地方の道路整備の財源確保に関する意見書案
- 第32 発議第 16号 町産材利用木造住宅建築促進決議について
- 第33 発議第 17号 議員派遣の件について
- 第34 閉会中の継続審査・調査申し出について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（25名）

1 番	吉 村 アツ子 君	2 番	岡 峯 久 雄 君
3 番	弘 瀬 則 彦 君	4 番	島 岡 幹 夫 君
5 番	山 岡 義 正 君	6 番	緒 方 正 綱 君
7 番	橋 本 保 君	8 番	山 上 利 嗣 君
9 番	岩 井 優之介 君	10 番	田 邊 哲 夫 君
11 番	松 下 和 孝 君	12 番	林 健 三 君
13 番	酒 井 祥 成 君	14 番	下 元 昇 君
15 番	竹 内 常 喜 君	16 番	田 邊 幹 男 君
18 番	堀 本 伸 一 君	19 番	梶 原 政 利 君
20 番	田 邊 客 子 君	21 番	牧 野 利恵子 君
22 番	味 元 和 義 君	23 番	宮 地 章 一 君
24 番	氏 原 郭 君	25 番	宮 崎 南海男 君
26 番	池 本 公 夫 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（1名）

17 番	戸 田 健 彦 君
------	-----------

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町 長	前 田 哲 生 君	副 町 長	高 瀬 満 伸 君
会 計 管 理 者	永 井 立 一 君	林 業 政 策 監	田 辺 由喜男 君
総 務 課 長	浜 田 好 清 君	企 画 課 長	武 内 文 治 君
管財契約課長	佐 竹 節 文 君	税 務 課 長	山 本 靖 君
町民環境課長	市 川 敏 英 君	健康福祉課長	岡 澄 子 君
健康福祉課副課長	永 尾 一 雄 君	農林水産課長	中 尾 博 憲 君
商工観光課長	森 芳 明 君	建 設 課 長	武 市 逸 夫 君
上下水道課長	伊 藤 哲 郎 君	教 育 委 員 長	宮 崎 勲 君
教 育 長	水 間 淳 一 君	教 育 次 長	長谷部 文 男 君

教育次長兼学校教育課長	渡 部 睦 君	生涯学習課長	山 本 弘 光 君
農業委員会事務局長	武 内 洋 介 君	代表監査委員	奥 宮 敏 男 君
総務課副課長	山 本 康 雄 君	総務課副課長	樋 口 寛 君
総務課財政班長	山 脇 光 章 君		

太正総合支所

支所長兼地域振興課長	清 水 正 一 君	町民生活課長	柴 久 幸 君
大正診療所事務長	林 正 憲 君	産業建設課長	下 藤 広 美 君

土和総合支所

支所長兼地域振興課長	林 伸 良 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	岡 本 順 一 君	土和医療福祉センター所長	酒 井 寿 哉 君

~~~~~

事務局職員出席者

|        |           |     |         |
|--------|-----------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 今 村 茂 君   | 次 長 | 田 辺 卓 君 |
| 書 記    | 竹 内 寛 子 君 |     |         |

~~~~~

午前9時29分 開議

○議長（味元和義君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第4回四万十町議会定例会第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

本日の会議に17番戸田健彦君から欠席届があっております。

報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第1 議案第93号四万十町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第2 議案第94号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3 議案第95号四万十町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、以上議案第93号から議案第95号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第93号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号四万十町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 9 3 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 9 4 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 9 4 号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 9 4 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 9 4 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 9 5 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 9 5 号四万十町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 9 5 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 9 5 号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 4 議案第 9 6 号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 5 議案第 9 7 号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 6 議案第 9 8 号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、以上議案第 9 6 号から議案第 9 8 号までの 3 議案を一括議題とします。

この3議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） 議案第97号の四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてただしたいと思います。

資料の中で、説明資料の中で改正内容が記されております。その中で、平成18年度から実施している給与構造改革による給料表の切りかえに伴う経過措置として行っている現給保障が行われている職員を除く実質的な給与改定対象者数は、全会計で185名であり、平均改定率は0.08%となっており、改定に係る予算総額は186万7,000円となっているということでございますが、聞くとところによりますと、現在全職員が344名ということのようでございます。そうしますと、185名を除くとあと159名になるわけですが、この職員が現給保障が行われている職員というのに該当するのではないかと、単純に計算したらそういうことになるわけですが、この現給保障が行われている職員というのは、どういんでしょうか、どんな職員といいましょうか、どういう職員なのでございましょうか。

また、この186万7,000円というのは、今回県の人事委員会の勧告によって、それに伴う、あるいはこれに準じて本町が行った人勧分の総額が186万7,000円と理解してよろしいのでしょうか、ただしたいと思います。

○議長（味元和義君） 樋口総務課副課長。

○総務課副課長（樋口 寛君） お答えをいたしたいと思います。

現給保障が行われている職員ですけれども、344名は特別職も入った数でございますので、一般職の数は340名でございますので、現給保障が行われている職員については155名ということになります。

現給保障がされておる職員とはどういう職員かということですが、資料に書いてありますように、平成18年4月1日に給与構造改革が行われまして、給料表の実質的な給料の削減、減額が行われたわけですが、そのときに給料が減額になった職員については、現給は補償するということになっておりまして、年齢層の高い職員については現給保障がされておる。おおむね45歳ぐらいになると思いますけれども、それ以上の職員については給料の減額があっておりますので、現給保障されておるということでございます。

す。

後段の質問については、おっしゃられたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） もう一度あれしますが、現給保障をしている職員は、減額をされた18年度からこの給与構造改革によって減給された分を保障しておる職員と、こういうことですね。

それから、もう一度確認も含めてお尋ねします。

186万7,000円は仰せのとおりということでございますが、県の人事委員会勧告に伴う本町分の増額給与じゃと思いますが、給与額であるということですね。もう一度お願いします。

○議長（味元和義君） 樋口総務課副課長。

○総務課副課長（樋口 寛君） 給料、手当、それから共済組合負担金も含めた改定に伴うすべての人件費の総額でございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 議案第98号の四万十町国民保険条例の一部を改正する条例についての質疑をやりたいと思いますけれども、説明資料の中で、読んでみましたけれども、大変難しい内容ですので、お聞きをしたいと思いますが、この11ページの議案説明資料の中で、今回35万円から3万円を上限として加算する条例案ですけれども、米印の中で、産科医療補償制度とは、通常の妊娠、分娩で出生した者が脳性麻痺となった場合にとことこの云々ですが、この中で、健康保険法施行令、大正15年の新旧対照表があるわけですが、12ページにずっと下線を引っ張って内容を書いているわけですが、1の中で当該病院云々書いてまして、その1の6行目の中で、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり云々となっております。11ページの米印の中で、脳性麻痺になった場合にとことことで書かれていますのは、いわゆる12ページでは事故によりということになってますが、事故ということは、いわゆる医師の何らかのミスによって発生した事故と、こう読んでいいのかなのか。

それと、2の、意味がわからんですが、厚生労働省令で定めるところにより特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うなど。ここの文言の意味がちょっ

と、私医師ではありませんので、どういう収集、整理、分析ということの意味はどういうことかなというのがわかりませんので、提案者のほうからご説明いただければありがたいと思います。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 事故の関係ですけれども、医者の過失にかかわらずというふうに受けとめております。一応説明の中では、医者に責任がある場合もあるでしょうし、ない場合もありますが、ない場合にあっては、この保険制度によって担保されるというか、その脳性麻痺になった方については補償されるというふうに認識はしております。

○議長（味元和義君） もう一つの質問。

（10番田邊哲夫君「もう一つあったかねまだ」と呼ぶ）

ちゃんと質問したら覚えちゃってくださいよ。12ページの2番の意味を。

（10番田邊哲夫君「再質問、できにゃあ、勉強しようやったら再質問の中で検討しとってや。もう一回やるけん」と呼ぶ）

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 2つ目の答弁がまだ漏れてますので、また後で考えながら答弁をいただきたいと思います。確かに11ページの米印の中では、医師の過失に関係なく補償金を支払う制度となっています。

これは普通、事故という日本語の意味、これをどうとらえるかですが、米印の中では過失に関係なくということですので、事故というのは何らかの原因があつて事故が発生するとか、正常は事故はないわけですわね。事故があるとわざわざ12ページの中で事故による脳性麻痺ということですので、医師が出産に立ち会い、手術をする。する中で事故が発生したということは、何らかの落ち度があつて事故の発生というのが私のとらえ方ですが、それと11ページが何か整合性がないなというふうに思ったわけです。

それとあわせて、いわゆる3万円を加算するものとするということで、普通この文章の中では、やっぱり産科医療補償制度、いわゆる保険料を、産婦人科病院は保険料を支払うという制度じゃないかなと。だから、妊婦さんが産婦人科にかかった場合に、3万円個人の妊産婦が請求するだろうと。だから、3万円を加算してあげろという条例改正じゃないかなと思って見たわけですが、それじゃ保険に入っていない産婦人科もあると。そんなのは35万円しか今までどおり払いませんよというのかどうなのか。普通恐らくこれはすべての産婦人科病院なり、その病院が必ず保険に入るという前提のもとでこういう条例改正

が出てきたんじゃないかなと思うわけですが、保険に入っていない病院があったり入っている病院があると、その都度請求額によって出産後該当者が役場に来るまで、お金私はこれだけ払いましたという証明でもつけて、35万円だったらもう35万円しか払わんと。保険入っとらん病院じゃったらあんたは払いませんよというのかどうなのか、そこら辺がちょっと素人ですのでわかりませんので、もう少し丁寧なご説明いただけたらなというふうに思ってますし、先ほどの1回目の質問の答弁がわかれば下さい。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） まず、今言われるこの保険制度でございますので、お医者さんが脳性麻痺になる確率が高いということも含めましてこの制度が立ち上がっていると思います。したがって、これは医者の過失というだけではなくて、それ以外にいろんな状況での事故が起こる可能性として担保されたものと思っておりますので、医者の過失だけではなくて、トータルにそういう状況が起こったら無条件で出しますよという制度になっております。

それと、その保険に入っているか入っていないかで金額がどうなのということでございますが、今のところ3万円という数字が妥当な線ということで、例えば2万円の場合でしたら、その請求の状況でわかりますので、請求されたときに2万円という形が出てきますので、そしたら2万円しか出ませんし、入ってなければ、35万円はもともと担保されますので35万円ということになるかと思えます。

例えばお医者さんで15万円で出産費が全部済んだ場合には35万円ですけど、15万円にその保険が3万円入っておれば、やっぱり38万円ということになります。

あと一件の先ほどのことについては、少々お待ちください。すぐに調べてきます。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 担当課長から答弁いただいたわけですが、ではその病院によって保険に入る病院と入らない病院があるという説明であったと思いますけれども、入っているか入っていないかという病院によってですよ、それはどこで妊婦さんが、うちの病院はこの補償制度の保険に入ってますよ、入ってませんよというのは、どの段階で妊婦が確認できるんでしょうかね。例えば入ってない、私が例えば田邊病院で保険、こんなの入る必要あるかや、しかしこれができたみたいないけん3万円上乘せして38万円の請求すれば、確認のしょうがどこにあるのかなと。ここで私は適当なことを言いますんでね。

だから、任意ながでしよう、この保険制度というのは病院によって。入っちゃう病院は

3万円加算されるだろうと、妊産婦請求書の中に。入っておりやな保険料の3万円は請求がないと思うわけですね、私は、私が妊婦じゃったら。それでもその確認ができません場合は、3万円請求されたら38万円支払いせないかんのではないですかと私は単純に疑問に思うわけです。

だから、例えば入り口の中に私の田邊産婦人科病院はこの保険制度に入ってますと、ご安心くださいというような内容の病院の提示がなければ、ある面では不安ですわね妊婦さん、一々聞かないかん、病院に行って、ここは保険に入っちゃうでしょうか、入っちゃらんでしょうかということになりはしないかなという不安がつきまとうのではないかなというふうに思います。そういった意味でそこら辺わかってればお答えいただきたいし、1回目の質問の答弁ができなきゃ後で、もう少し最後までの中で、本日の最後までの中でどっかの専門に聞かれて何か資料下さい。

以上です。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 県内の産婦人科においては、今逐次その保険制度に入っているようでございます。今の状況でいくと、全部の産婦人科が入るような見込みのようでございます。

実際に病院側も大変そのことに危惧するものもたくさんあってこういう制度が生まれる中でわかってますので、100%の加入になっていくだろうと、このように推測はしております。

実際に確かに入って入り口へでもそういう保険制度に入ってます、安心してくださいか何か、そういう表示でもないとそれはなかなかわかりにくいかもしれませんが、医者側もなかなかこういう事故といいますか、今言われるように大変な状況になりますので、その辺については医者側からの要望等も含めましてそういう制度が発足していると考えてますので、全産婦人科が入るというふうに考えております。

それから、先ほどの厚生労働省の省令で定めるということで、省令そのものをもう一回ひもといてみないかんところでございますけれども、事故に関して情報収集、いろいろと事故が起こった場合は、それについては収集し、整理し、分析及び提供を行う、相手方からも請求があれば当然提示するというようなこととして受けとめております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 9 6 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 9 6 号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 9 6 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 9 6 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 9 7 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 9 7 号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 9 7 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 9 7 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 9 8 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 9 8 号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決

します。

議案第98号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7 議案第99号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第8 議案第100号四万十町道路占用条例の一部を改正する条例について、日程第9 議案第101号四万十町窪川B&G海洋センター条例の全部を改正する条例について、以上議案第99号から議案第101号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 議案第99号の四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について質疑をしたいと思いますけれども、これも事前にもらってます説明資料の13ページになるわけですが、いわゆる今全国的に大変経済不況の中で、平成8年の収入部位が25%から現在は36%に相当している状況にあると。いわゆる国民の収入が大変減ってきた状況にあると。

そういった中に、公営住宅を住宅困窮者に対して公正、的確に供給するというために条例改正をしようとするものですが、文面読んだらなるほどなと私も思いました。それで、家へ帰ってちょっと勉強してみると、今回の条例改正案は大変細分化されたというか、収入の今まで上限が32万2,001円の方も住宅に入れる申し込みの条件になったのを、今回はもう25万9,001円以上の者にはこれは住宅困窮者とはみなさないと。25万9,001円以下の方に対して住宅を提供しようという内容のように私は思ってます。

その中で、家賃の基準額もそれぞれ改正をされようとするものですが、これを見た場合に、今までは12万3,000円までの政令月収の方の算定基礎額は3万7,100円であったと。それが今回改正は、10万4,000円以下の人が3万4,400円にしよう

とする、基礎額をということですが、これを計算してみますと、10万4,000円の方が3万4,400円の基礎額ということになると、現在の基礎額というたら、単純計算をしましたけれども、家賃が上がる可能性があるんじゃないかなという私なりの計算になりました。

収入が高い人ほどこれは家賃が、基礎額が下がるわけですので、恐らく家賃も下がるということになるのではないかなと私はこの改正案を見て感じました。私のこの単純な疑問に対してご答弁ください。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

先ほどの家賃が高くなるのではないかというご質問ですが、今回の改定は、現行で0円から12万3,000円の1の収入部位のものを1と2に改定しようとするものでございまして、四万十町の12万3,000円の上限の方にいたしますと若干上がると。その上限すれすれの方にいたしましたら上がるということに、この改定の2の段階ではなってきますけれども、四万十町の入居者の収入状況から見ますと、収入部位改定の1に相当する入居者の方が80%を占めております。それで、2の方につきましては5%、それ以上の方については3%から1%の間のものでございまして、四万十町に当てはめると、下位の収入部位の方が下がるという方が多くなるというふうに考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今課長から答弁いただきました。収入部位でいけば、いわゆる12万3,000円の収入以下の方が80%を占めるということです。

今度の改正が小刻みに、今では0円から12万3,000円を2つに分けて10万4,000円と12万3,000円の2つの区切りにしたわけですが、今課長から答弁があったように、12万3,000円の方は今では基礎額が3万7,100円、今度は3万9,700円となりますので、今課長が現在入居されてる収入の方の割合を言われましたので、それはわずかな5%ぐらいしかいないかもしれませんが、ここに該当する人は基礎額が上がりますので、家賃も上がるという見方になろうかと思いますが、そこでこの改正条例を今回出したのは、ひょっとしたら今度計画にある建設されようとする住宅の入居を見込んでこういう改正案を考えたのかなというふうに私は考えておるわけですが、現在も四万十町にはたくさんの公営住宅があるわけですが、今まで一番安い、現在町

営住宅の安い家賃は幾らで、一番高い家賃というのは町営住宅でどれくらい、これからひょっとしたら該当してくる可能性がありますので、どんな差異というか、大きな差が町営住宅であるんでしょうかね。

恐らく、聞くところによると、家賃が何百円とか、極論言えばですよ、そんな住宅に入居されてる人が、激変緩和で変わっていくということになるわけですが、今まで何百円、何千円で住んでる方が、ひょっとしたら5年先にはぼっと上がるという、新しく移ればですよ、壊して、ということにもなるわけですが、急な質問ですので、わからなければ後でお知らせくださればありがたいです。

以上です。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 申しわけありません。最高額はちょっと定かではございません。最低の金額につきましては、約700円という設定があるかと思います。最高額につきましては、ちょっと記憶にございませんので、また調べまして後ほど報告します。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 私も700円という家賃を聞いて大変驚いた反面、現地へ行けばなるほどなと。もう半世紀以上たったような、本当に次の地震が来ればすぐに解体をされるような住宅に住まわれてる町民の方もおられます。

片やさまざまな補助事業の中でやってる住宅の中で、余りにも一般住宅とかけ離れた家賃徴収をしているという住宅もありはしないかなと。ましてや合併しましたので、そのあたりの住宅のいわゆる公平さ、公平家賃というものを早急に検討し、そこら辺をしっかりと見直す必要があるのではないかなと私は痛感していますが、その点について最後ご答弁ください。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 先ほど言いました低い家賃の住宅につきましては、入居者に対しまして新しいところへの住みかえ、それからあいた住宅にあつてはそちらへの住みかえのあつせんをしております、そこを考えるとすることは、今はまだ考えておりません。空き次第取り壊しておる状況でございまして、今後改めてその改定をして住んでいただくということは考えてないところです。

今言いましたように、住みかえあるいは新しいところへの移転をお願いしておるところでございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 101号もそうでしたよね。これは指定管理をする前提での条例改正だと思うわけですが、19年度の決算審査の中で、会計監査の方からも指摘されておりました。今さまざまな公共施設が指定管理をされてるんですが、その中身、精査をして、必要かどうかということをしっかり精査する必要があるという監査の意見だったと思うわけですが、今回その理由として、利用者のさらなる利便性の向上を図るとともに、利用者の増加による財政の健全化と住民の心身及び競技能力の向上を推進するために指定管理をするんだということが出されておりますが、もう少しこの中身をご説明をいただきたいと思います。

多分職員がここに常駐しているんだと思うわけですが、それとどこに指定管理をしようとするものであるのかをお聞きます。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） お答えを申し上げます。

一応現在B&G海洋センターにつきましては、町の直営の管理のもと、運営のほうを窪川スポーツクラブさんのほうに委託をさせていただいております。

今の議員さんのご質問なんですけども、指定管理者にすればどういうことでもいいのかなということになりますと、このB&Gの19年度の決算なんですけども、一応使用料、利用料なんですけども、入金の方が1,100万円程度になってます。それから、支出のほうなんですけども、大体人件費も含めまして4,100万円程度ということになっております。これはうちの管理職員の1名が含まれておるところなんですけども、あとは委託料の部分、窪川スポーツクラブの職員さんへの給料と運営費ということになってます。

指定管理にすればどうして歳入が上がってなるのかなと私も考えました。一応今は運営そのものを指定管理者にお任せしておって、管理を町が持つてるわけですから、こう言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、責任観念というのがやはり多少少なくなってくるんじゃないかなというふうに考えてます。それを指定管理者に全責任といいますか、経営を行っていただくということによって、やはりサービスの向上も図られるんじゃないかなというふうに考えているところです。

したがって、サービスの向上があれば利用者の数も増加してくるということによって増収が見込まれるんじゃないかなというふうに考えております。

当然職員の部分の給料部分の歳出の削減も多少は図られるところでございます。

それから、2点目のどこに予定しておるのかということでございますが、四万十町の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の4条のほうに、公募によらないという指定ができる形になっております。今も申し上げましたとおり、窪川スポーツクラブさんのほうに運営を委託をしておりますし、B & Gが設立された当初は財団法人のB & Gのほうが経営をしておりました。それから3年たちまして町のほうに譲渡を受けたわけなんです、その中にB & Gとの覚書の部分がありました。B & Gの運営のあり方を守っていきなさいよ。これはスポーツを通じて青少年の健全育成を図っていきなさいという主な部分がございます。

もう一つは、B & Gの施設の中にはB & G財団が育てた指導者が2名以上は必要だという部分もございます。これが一番大きいところだとは思いますが、そのB & Gの育てた指導者というのが、窪川スポーツクラブさんのほうに今3名おいでになります。したがって、2名以上必要だということになってますので、3名を有しておる窪川スポーツクラブさんのほうにお願いをしていこうという予定でございます。

ほかにも希望があって、B & Gの精神を引き継いで、それから指導者がおるという団体があれば、また考えを直さなければいけません、今のところその部分がないというところでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） この中の運営については、多分スポーツクラブの皆さんがずっとかかわってきたわけで、今のお話聞くと、今職員1人が常駐しておりますので、その人件費が大幅に削減されるという意味での今回の指定管理者かなという思いもするわけですが、課長の答弁では、そのスポーツクラブの方が責任管理意識ができて、さらにサービスの向上にできるんだという答弁でありましたが、その点が果たしてどうなのかな。今までスポーツクラブをやってきたわけで、ただ職員が常駐しなくなったからといってその利用が促進されるのかということの非常に疑問を感じるわけです。

そういった点で、監査の方が指摘したように、ある面行政は身を軽くするために公共施設を指定管理者にお願いして、ある面財政削減のために職員減らしていこうという方向ではないかという非常に裏の考えが見えるわけですが、その点でスポーツクラブの皆さんにお任せしたらさらにそのさらなる利用が本当に向上するのか、その点について、内容につ

いてももう少し詳しくご説明をお願いします。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） スポーツクラブに任せれば今の利用者が増えてくるのかなというご質問だと思うわけですが、スポーツクラブの今までの経営のあり方というのは、大体健康スポーツ的な、軽スポーツ的なことを主に行っておる団体でした。B&Gのほうは、どちらかというとならB&G財団の影響を受けちゃうものもございまして、水泳の競技能力そしてプールを使った健康な体を保つための軽スポーツを行ってきたという経過がございます。

B&Gにはアリーナ、体育館と、それから2階に第2体育館、それからプールの3施設を有しておるわけなんですけど、この第2体育館それから下のアリーナの大きい体育館のほうは、利用料としてはプールの10分の1以下の形になっております。現在プールが2万6,000人ぐらい延べで使われておりまして、体育館のほうは2,900人という形になっております。

窪川スポーツクラブと今現在までやってこられた水泳のコーチですね、スポーツクラブの職員なんですけども、やはりずっと水泳のコーチとしてやってこられておりますんで、どうしても水泳のほうに力が入ってしまう部分がございます。そこに窪川スポーツクラブの軽スポーツそして球技等ですね、それを融合することによって体育館のほうの利用、そしてそれに相まったプールの利用が出てくるんじゃないかなというふうに考えてます。

それやったら役場でもできんことはないんじゃないかなと、教育委員会でもできるんじゃないかなという形になろうかとは思いますが、やはりどうしても先ほど言いましたように、経営主体、自分ところが経営するという感覚が持てなくなかなかこの新しい事業を展開していくということは難しい部分もあるわけなんです。指定管理者になっていただいて、役場、教育委員会のほうが全然手を離すわけではなく、完全に見守っていくわけなんですけども、指導もしていくわけなんですけども、指定管理者になっていただいて責任観念を持っていただくということは必要じゃないかなと。事業展開にも必要になってくるんじゃないかなというふうに考えているところです。

○議長（味元和義君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 細かい契約内容にこれからよと思いますけど、社会活動とか、生涯学習の大きな拠点になると思いますので、そういった面で教育委員会がかかわって指導できるようなそういう契約内容にさせていただくようにお願いしておきます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

4 番島岡幹夫君。

○4 番（島岡幹夫君） ただいま田邊議員が質問されたB & Gの体育館の件ですけど、私の隣なもので気になります。ちょっと指定管理者に移行する分についてとやかくは申しませんが、この運営を本当に指定管理者にお願いをして成立するのかどうか、その辺から心配してます。というのは、ことしに入ってから燃料の木材がほとんどなくなったときがあるわけです。それで、議長席におられる議長にも相当なお願いをして、大変安く木材を供給していただいているわけです。町内の製材業者さんのところにはさらにご無理なお願いをして、燃料の供給をしていただくことをお願いして回ったわけですが、実際に木材の市況が非常に不安定ですし、落ち込んでおりますので、燃料が不足してます。これを化石燃料へ移行すると、年間に1, 0 0 0万円ぐらいの燃料費がまた必要になってきます。そこで一番心配してるわけです。

だから、指定管理者にお任せしても、今の状態ではもう燃料が相当、今の役場職員、派遣されてる方が走り回って、役場の職員だからということをお願いをして回ってくれてる部分があります。これが外れてくると、果たして経営ができるかどうかという心配をしております。

そういうことで、後のほうに利用料金もありますけれども、最終的には燃料が結局化石燃料に頼ることになると、利用料金にはね上がってくると思うんです。その辺も考えてこの対策を立てていただきたい。そのことについてはどう取り組まれているか。これ大変だと思うんですけれども。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） お答え申し上げます。

確かに材木というのが少なくなってまいった時期がございました。その理由としては、今まで一番供給をしてくださってございました製材業者さんがちょっと問題がございまして、その部分が入ってこなくなったというのが主な原因でございます。

そのときに、今議員のほうからも出ておりましたように、議長さんそれから各製材所さんをお願いに上がって、現在では十分に運営できる程度の材木は確保しておるというふうになっております。

それから、これが役場の職員だから回って集めてこれたんだという認識ではなく、やはりB & Gの運営に対して住民さんが参加をしていただく、特に製材業者さんがご協力をい

ただいておるという認識を持っておりますので、これからもそのようなご協力がいただけるというふうに確信をしております。

○議長（味元和義君） 4 番島岡幹夫君。

○4 番（島岡幹夫君） 今のところ燃料については確保ができてるということですが、これ産業課の山の担当の方にもお願いしたいと思うんです。ほとんど今切り捨て間伐してます。切り捨て間伐しているところで、そのまま車に積み込みのできるようなところにある切り捨ての材木は、できればB & Gのほうに持って帰っていただくと。そのことはぜひ努力をしていただきたいと思うんです。燃料はこれ木質でという燃料に決まっていますので、だから燃料の確保がまず第一だと思うんです。

それともう一つ、これは注文です。スポーツクラブに移管された。そこで働いている若い人たち、大変だと思います。いろんなお話を聞きます。そういうことで、できるだけ働いてる人たちの待遇が悪くならないように、これだけは注文をつけておきたいと思います。その辺のことは話を聞いていただいたら十分わかってると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） すばらしい提案をいただきましてありがとうございます。

また、農林水産課のほうとも話をしまして、そのような対策がとれるかどうか検討させてもらいます。

それから、若者の職の部分でございますけども、勤めておる若者のことでございますが、以前は任意団体でございまして、保険等も全然かからない不安定な職業のB & Gでございました。ことし窪川スポーツクラブさんがN P O法人の資格を取っていただきまして、今では社会保険すべてのもんをやっておるという状態になっておりますので、安定した雇用のほうにも力を入れられるような形の配慮をさせていただいておるところです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

2 4 番氏原郭君。

○2 4 番（氏原 郭君） 島岡さんの心配も客子さんの心配もありましたが、私ちょっとこの経営に対してはちょっと確認いたします。時間的な余裕が、今まで9時じゃったのが10時という条項があったんじゃないかと思うて見たんですが、時間の延長により利用者も多少は増えてくれるだろうと思うものですが、それと今まで職員が配置されてきたの

は、ボイラーの管理者が絶対必要だということで、そういう面からも外せんということでボイラー管理者の関係で職員が張りついていたという面もあろうかと思います。

それで、聞くところによると、60歳になってから一生懸命ボイラー管理者の試験を取った方もおります。そういう人が一生懸命勤めております。ただ、年齢的にももう、60歳からずっと勤めて、もう大変だからやめたいという声も聞いたことがあります。そういう窪川スポーツクラブに指定管理者として請け負わせた場合には、そういう人材、管理者というものは確保できるのかできんのか、お聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） 前段の部分の10時までにはさせていただいたのは、議員の申されるとおりでございます。

それから、ボイラー技士の確保の件でございますが、ご承知のように、今議員さんもおっしゃられたように、もう今やっておられる方、職員以外の雇い入れをしておられる方が60歳を超えてます。

そこで、確保ということになるんですけども、今スポーツクラブのほうでボイラーの2級免許の取得に3人ほど派遣をさせていただいております。全員が取れるかどうかわかりませんが、1名は確実に取ってきてくれるんじゃないかなという希望を持っておりますし、管理の部分では、B&Gのボイラーというのは1級の資格がどうしても要る部分がありますので、運転は2級で構いませんけども、管理のほうはどうしても1級が必要だということでございますので、今は今の職員のほうが持っておりますので、それが役場のほうに帰ってきたとしても、管理自体には問題はございません。運転は2級の者でできますので、ことし窪川スポーツクラブの職員の中から2級を持った職員を養成中でございます。

○議長（味元和義君） 24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） そしたら、まだ可能性が、もしというか、このボイラーの試験というのは割かし難しい面もありまして、そこまでできとってやっとするというのはわかりますが、できなかった場合は継続でずっとやるということですか。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） 60歳の方には、かなりお頼りを申し上げないかん。もし通らなかった場合はそういうことになろうかと思います。

ただ、去年も教育委員会の職員に2名ほど受けらしたところがございます。2名受けていただいて、40ぐらいの中堅の方が資格を取得してきたということにもなってますん

で、行っておられる方がそれ以下の方ばかりでございますので、まだまだ頭はやわらかい  
と思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 99 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 99 号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決しま  
す。

議案第 99 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 99 号は原案のとおり可決さ  
れました。

これより議案第 100 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 100 号四万十町道路占用条例の一部を改正する条例についてを採決し  
ます。

議案第 100 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 100 号は原案のとおり可決  
されました。

これより議案第 101 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０１号四万十町窪川Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の全部を改正する条例についてを採決します。

議案第１０１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１０１号は原案のとおり可決されました。

質疑の途中ですが、ただいまより１０時４０分まで休憩します。

午前１０時２６分 休憩

午前１０時３９分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第１０ 議案第１０２号平成２０年度四万十町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

本議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

２５番宮崎南海男君。

○２５番（宮崎南海男君） 議長のご指名をいただきましたので、先にやらせてもらいます。

本議案につきましては、先般町長より提案理由の説明をいただいたところでありますが、その後、本年もあと３カ月を残すのみとなっておる１２月定例において、関係課長の説明もあるものかと思っておりましたが、なかったような感じがします。町長にしてみれば説明の限界があるわけで、概要しかできないわけではありますが、殊に新しい事業を予算計上しておるといような事業については、係の人から詳しくご説明いただいたかったと、このように思います。

必然町長はあらあらとした提案説明しかできなわけでありまして、したがって私の方ほうは細々と質疑をさせていただきたいというように思っております。あらあらに、細々にでございます。

まず、忘れないうちに申し上げておかないかもしれませんが、全体の歳入の一部についてただしたいと思います。議決をした歳出予算を執行しない、できないということも一般的には問題でございしますが、同時に毎年度監査委員からも指摘のとおり、歳入歳出を確保せねばならんものがないということも、それぞれの理由はあるでしょうけれども、問題であるところでもあります。

今回の補正で、町単独で確保すべき歳入の補正は、それは増額であれ減額であれ、補正されているものは町立、私立の保育料及び広域入所保育料と財産収入のみであります。ということは、他の町税を初め住宅料、保育料、給食費、その他奨学資金、住宅新築資金とあるわけですが、徴収については予算計上どおり順調に徴収されているということであるかどうかということでございます。

一般的に歳入予算を低く抑えて、それ以上に歳入があっても歳入予算より歳入が多いことは問題ではないわけではありますが、今年もあと3カ月を残した今、見通しを含め歳入に準じてこの時期大方の見通しがあるとすれば補正すべきではないかというように思うわけでもあります。

特に、現年度分は別といたしまして、過年度分については徴収の時期は定まっております。年がら年中やって構いわけでありますから、慌てて年度末に徴収するということがないのかどうかということでございます。とにかく順調に徴収されているかどうかということをもっと最初にお尋ねをしておきたいと思います。

それから、いろいろありますので、ページ順に質問をさせていただきますので、できますればページ順に答弁もしていただきたいと思います。

それから、予算資料につきましては、予算書とそごがあってはなりませんので、例えば資料であっても、ちょっとここが間違っちゃせんろうかというようなところがありましたらあわせて質疑をさせていただきますので、ご了承願いたい。私の質問について間違いもあるかもしれませんが、その都度ご指摘をいただきたいと思います。

さて、歳入と歳出というのは、これは表裏一体のものでありまして、歳入のときに歳出を、あるいは歳出のときに歳入を関連して質疑する場合があります。これもご承知お願いたしたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

まず、ページ数6、7ページの全体のことでございますが、補正の補助額4億7,004万円の内訳は、多くの国庫支出金、そしてその他の両方の減をカバーするように地方債と一般財源で賄われておると思います。がしかし、地方債が6,736万3,000

円の増額となっておりまして、これも一般財源の1億2,900万円に簡単に吸い込まれております。まず、その分の充当であります。

そこで、この国・県の支出金の見通しの誤りとは言いませんが、総務費で9,611万円のうち、ケーブルテレビが9,660万7,000円というものが減額となっております。主な減額が国・県のこの関係であると思いますが、これは町長からご説明いただいたと思いますが、忘れまして、もう一度この減額の理由をお聞かせ願いたいと思います。

次に、9ページであります。

9ページの国庫補助金の総務費補助金について、ケーブルテレビの関係でありますので、これお尋ねしたいですが、この前に予算資料について、1ページであります。予算資料の1ページ、これが総額では変わらないと思うんですが、右の上、補正後の財源内訳というところで、これは総事業費というのは、イコール国交付金、地方債、その他一般財源の4つを足し合わせたものが総事業費にならなくてはならないというような様式になっていると思います。

そこで、インフラ事業はいいわけですが、公共事業についてこれ計算違いじゃないのかと思うんです。1足す7が1になってます。これは現在総事業費が1、4、9、4、7、8、1となっておりますが、これは1、5、0、8、5、7、8の間違いではないかと。

それから、右側の町単独事業においても同じことで、0足す8が5になるわけありませんので、6、3、7、5、2、5が6、2、3、7、2、8の間違いではないか。1,379万7,000円が右へ行ったか左へ行ったかの話であります。これは訂正すべきであれば訂正をしていただきたいということでございます。全体は合うております。

さてそこで、町長行政報告の中で、行政報告書皆さん持ってると思いますが、国の予算補正が行われた結果、地域情報通信基盤整備推進交付金が当初62億円から、これは行政報告書ですよ、62億円から95億円へと大幅に増額され、事業熟度の高い本町の早期事業化と追加配分が認められた。これ33億円の増であります。これだけ読むと、あたかもその歳入において地域情報通信基盤整備推進交付金が増えたというようにとるわけですが、しかしながら9ページの予算を見ますと、下の表の中の一番上ですが、地域情報通信基盤整備推進交付金というのが5,700万円の減になっております。これは単純に考えれば、これは間違いないと思いますよ、思いますけど、このつじつまが合いませんので、この点をご説明願いたいと思います。わかったでしょうか。

次、10ページの農林関係であります。

これは農業補助金だけで言いますと、1,885万5,000円が増となっておりますわけですが、中でも中山間地域集落営農等支援事業費補助金というのが1,114万円になっております。これは支出、ページ32ページでございますが、歳出で、これを見てみましても同額であります。つまり、100%補助ということであります。今の時期これを増額するということは、これは新事業でしょうか、補正でしょうか、またその事業内容について、加えて事業主体はどんなになって、どういう事業を今から1,100万円の事業をするのでしょうか、ただしたいと思います。

それともう一点、いろいろございますが、林業におきましても出入りがありますけれども、なかんずく林業のうちで一番下の森林整備事業推進事業費補助金というのが1,442万2,000円増額、補正かどうかわかりません、増額されております、これは歳出で見ますと、補助金で1,435万円出ております。7万2,000円が歳入より足りませんが、よく歳出を見てみますと、役務費に7万2,000円あります。これは補助対象になっておる事務費になっておるのかどうか。新規か補正か、それからどういう事業かということをお尋ねします。

それから、次の11ページ、不動産売払収入であります。

これは一般会計の質疑ですから、参考ということでは言わせてもらいますと、ふるさとの森特別会計が同じくこの財収は2,204万円というのが減額補正となっております。この要因は何か。例えば素人が考えてみますと、材が急に安くなったのか、切ろうと思うところを切らざったのかというようなことではなかろうかと思いますが、ここだけ教えてください。

それと、12ページの、これは大きな額ですからお伺いしたいですが、緑資源機構分収造林受託事業収入。なるだけ僕は1回で終わりたいと思うてやりよりますので、わかりやすく答弁してください。この説明。

それと、23ページのさくら貝の関係。この資料の2ページにあります資料、財源内訳が、予算書は地方債になっております。それから、資料はその他になっております。これ多分地方債の間違いじゃないかと、資料のほうが間違うとるんじゃないかと思いますが、財源内訳がどうか。恐らく下の興津保育所の関係も合併特例債ということで、両方合併特例債であって、下も地方債に入っておりますから、さくら貝も地方債じゃないかと思えますよ。これはどうか、間違うちゅうかどうかということです。

それと、28ページの委託料。ごみ処理施設の定期点検整備業務委託が九百八十余万円も減額になっております。これは定期点検をやめたというのではないと思いますし、それなりの理由があろうと思いますが、減らしたのでしょうか、どうしたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

ゆっくり行きます。

34ページ、町道管理費であります。この管理費の13委託料の宮ノ谷搬出間伐委託料はどういう方法で委託し、なぜ減額になったのか。

そして、下の町有林管理育成組合委託料であります。この組合はどんな組織であって、それこそどういう委託方法をするのか。減額の理由であります。

それから、特定財源の内訳でございますが、国県支出金が今の時期返還できるのかどうか。減額をして返還できるかどうか。それから、その他の負担がどこの負担なのかということです。

それと、36ページ、これなんですよ。36ページ、負担金補助金。これが資料の8ページにあります。こまいことを言いますけれど、こまいことから太いこと始まりますので言いますが、資料と予算書とが事業名が違う、字が違う。これはあれですよ、笑いよりますけれど、平仮名と片仮名が違うただけでも事業内容が違うという場合もあり得るわけですから、どっちが本当なんでしょうか。「フネ」ということについては、お聞きいただければ、僕は辞書を引いてそれなりに調べましたけれど、どっちが本当なのか言うてください。これは補助金が589万5,000円になってますけど、総事業費は786万1,000円ですから、資料見たらわかりますが、受益者負担含めて780万円。新事業でありますね。なぜ12月補正か。今なぜ予算計上なのか。いつからやるつもりか。そして、事故が起きたときはどこが責任を、やった場合ですよ、やった場合、事故が起きたときはどこが責任をとろうとしゅうのか。あるいは、ここだけ見ると、単年度で助成で終わりそうなんですけれど、割方こういうものはでき上がってしもうたら毎年毎年あれこれあれこれと助成をせないかんようになるもんです。そこらあたりもきちっとしてやるならやらんといかんと思いますが、そのあたりはどうなっておるか。

それから、川舟下り組合を組織するとありますけれども、これ県と町の公費で事業推進するわけですが、町民が希望すればだれでも組合に入れるというようなことにすべきではないかと、やる場合ですよ、というように思うわけです。それはなぜ今か、いつから始めるか、始めようとしているのかということでもあります。

それと、40ページの住宅建設事業費の17節公有財産購入費。場所はどこなのか。それから、こういう費用を算出する場合、これは基準に沿ってやるのかわかりませんが、それは職員が算出するわけでしょうか、相手方と話し合うておまえにこればあということで予算計上するのでしょうか、そこがわかりません。

それと、41ページ、次のページの消防でありますが、ちょっとわかりませんが、700万円という多額の予算であります。これは何をこの時期補正しておるのでしょうか。これ何で当初でわかっておれば当初予算計上できなかったのか。毎年この時期にやっておるかということでもあります。

それと、この中の特定財源の地方債、これ何かからくりがあったような気がするけどよう思い出しません、補助金でありながら地方債が絡んでくる、しかも減額で絡んでおるということは、どういうからくりになっておるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 大変たくさんの質問が出されましたので、最初、前段の徴収の関係について私のほうから説明させていただきたいと思いますが、現年度分につきましては、各費目ともそれぞれの担当課で一生懸命頑張っていると思います。まだ各課の集計はできておりませんので、こちらのほうもその徴収率等については把握ができておりませんが、それぞれ担当課で一生懸命徴収に励んでいただいておりますというふうに理解をしております。

過年度分につきましては、いつもお答えもしているわけですが、滞納整理本部等を設けて職員挙げて徴収に取り組んでおります。20年度の決算が出た段階でどれぐらいになるのか非常に注目もしているところでございますけれども、時期等につきましては、過年度分は終年を通してやるということでございます。

それから、現年度分につきましても、それぞれの担当課で機会機会をとらえて徴収を行っておりますが、これから年明けしまして、出納閉鎖に向けてなお一層徴収に励む覚悟でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（味元和義君） 山脇財政班班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） 予算書の6ページ、7ページについては、今回の歳出に係る補正、各事業の進捗状況とかに係る財源組み替えが主なものでございまして、問者

おっしゃられるとおり、国庫支出金についてはケーブルシステム事業の補正に係る分が主なものでございます。

すみません、予算資料のほうの1ページでございますが、一番上のケーブルシステム整備事業の総括でございます。右端の財源内訳のほうが間違っておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。補正後の財源内訳、交付金事業と真ん中にありますが、交付金事業の下から2つ目、その他負担金が196万円になります。1、9、6、0となります。その右の町単独事業のその他負担金のほうが1、379万7、000円、1、3、7、9、7となります。ちょっと財源内訳が間違っておりましたので、申しわけございません。

それから、資料の2ページの資料の一番上のデイサービスセンターさくら貝のほうの財源内訳も、問者おっしゃられるとおり、地方債、その他がすべて地方債のほうに移りますので、大変資料のほうの訂正がございまして申しわけございません。

以上です。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 行政報告とのそごといいますか、違いというところわけながですけど、今回の先ほど財政班長からも説明しましたように、12月補正予算の資料の1ページで見ますと、両方ございます。1つは、入札減に伴う減額と、それから新たな補正といいますか、大井野以西の事業を補正予算で対応するという2段になっておりますので、ちょっとわかりにくい説明になっております。その中で、そういうところで国庫金の減額ということになったところです。

それで、町長の行政報告の中で話した内容ですけど、当初国の交付金事業の総額が62億円でございました。それがここの行政報告の書きようでは、ちょっとこちらのほうの説明の書き方がまずかったとは思いますがですけど、当初62億円で、国の1次補正が95億円であったと。合わせれば157億円ということになってます。高知新聞の中では訂正もしながらそれで新聞には掲載されたわけながですけど、補正の額が95億円ということでございます。そういった意味で、非常に国も早急に地デジも含めてこの事業も進めていかんといかんというような形で、今回の大井野以西、大正地域についても21年度を繰り上げて20年の補正で対応するようになったということでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

ページ10ページの中山間地域集落営農等支援事業費補助金1, 114万円についてでございますが、本当に今回の要求資料の中に掲載すべきものでございまして、非常にお許し願いたいと思います。これについては、県の県単事業でございまして、2分の1の補助金をもって集落に対しての支援をしていくということで、町費の積み足しはないということになっておりますが、これで32ページの支出のほうの概要を説明をさせていただきますと、今回の補正につきましては、前年度において当初予算に反映をしながら、その後各地区でのヒアリングを開催をして調整をするということの内容の大きなヒアリング後の変更ということになっております。

今回ご指摘の地区等々については、まず農業用機械について、窪川で21件、十和地区で5件、大正3件、合計1, 184万円の農業用機械を導入するというものでございます。農業用機械です。

それから次に、基盤整備の部分でございますが、これについては窪川が13件、十和が3件、290万円の増額ということになってます。

それで、その中でちょっと減額対象がございまして、窪川13件、十和3件、農業用施設の360万円の減額。差し引きいたしますと、1, 114万円の追加補正ということになっておるところでございます。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） お答えしたいと思います。

たくさんありますが、ページ10ページから行きたいと思います。

ページ10ページの林業費補助金、林業整備推進事業費補助金1, 442万2, 000円と歳出の1, 435万円の違いですが、7万2, 000円、議員さんおっしゃるとおり役務費ということで、事務費ということになっております。

この事業の事業内容についてはどうなのかということですが、この事業につきましては、高性能林業機械分の21年度要望分が前倒しで整備されることに伴う増額でありまして、内容的には、窪川町森林組合さんのウインチつきグラップ、大正町森林組合さんのプロセッサー、それから附帯事務費が予算になっております。

この事業につきましては、新規事業か補正なのかということですが、前倒しになるんで補正をお願いをしております。

ページ11ページですが、次の、財産売却収入です。立木売却収入の936万5, 00

0円について減額の要因は何かということですが、ページ34ページにも重なるかと思いますが、町有林の当初予定しておりました大正地域の宮ノ谷山町有林について間伐施業を行う予定でありましたが、大正地域の地域審議会等々の意見もありまして、今回見合わせました。その結果、936万5,000円減をしているということでもあります。

それから、ページ12ページですが、緑資源機構分1,175万1,000円。これについては、緑資源機構さんの予算に合わせて予算計上を当初しているという影響がありまして、緑資源機構さんがどうしても予算が都合できず、来年度に回したいということで、今回減をしております。

ページ13ページですかね、次、宮ノ谷は先ほど言った件だと思います。

それから、ページ34ページのまずその他の936万5,000円は、先ほど言いましたように、立木売払収入の減ということになっております。

町有林管理育成組合委託料ということで1,000万2,000円組んでますが、これは町有林を管理育成するということで、窪川町森林組合さんと委託契約をしてます。主な内容的には、町有林を育林してますが、その下の美しい森林づくり基盤整備委託料というのを727万8,000円組んでおりますが、これは事業がえでありまして、美しい森林づくり事業というのが1月からスタートしますので、町有林の管理育成組合が当然町有林を補助事業等で整備するためにこちらのほうに動くということでもあります。

それから、国・県の支出金が今になって戻せるのかという質問だったと思いますが、林業の造林事業につきましては、当初ことしこれだけの事業計画をやりますよということで一応の予算を配分してもらってまして、でき高で申請をすることになっております。でき高で、幾ら作業道を抜きました、幾ら間伐をしましたということで補助申請をできてから1、4、2、4、3、4、4、4というふうに補助申請をしておりますので、これは911万円減ということにしております。

以上であったと思いますが、説明が足りない点につきましては、お手数ですがまた質問等お願いしたいと思います。

(25番宮崎南海男君「その他言うたか、その他」と呼ぶ)

○議長(味元和義君) 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長(岡本順一君) 私のほうから予算書の36ページ、説明資料の8ページの川舟下り補助事業についてご説明を申し上げます。

まことに申しわけありません。この予算書の資料に出ています川船下り事業補助金、

この船という字は、資料のほうに出ております舟というふうに訂正をお願いをしたいと思っています。執行の段階で訂正をしながら詰めてまいりたいと思いますので、申しわけありませんがよろしくお願いいたしますと思います。

続いて、なぜ12月補正かということでございますけれども、この地域で川舟下りを実施したいという要望につきましては、道の駅四万十とおわが完成後当時から話が持ち上がっておりまして、既に地元では仮の舟もつくりまして、その中で試乗もするなどして機運が高まっております。

そういうことから、県に相談する中で、ことし補助事業を受けることができるようになりましたので、来年の4月1日から可能ということで、ことしの12月に補正を出したところです。

それと、事故についてのことでございますけれども、この川舟下り組合というところで規約をつくっておりまして、まだ現在のところの構成人数につきましては、地元の方が組合員として5名、その他十和地域の各地域に分散をしておりますけれども、船頭の方が6名、今の段階では登録はされております。

その規約の中に、一応それぞれの集まってくる方が1人何ぼかの入会金をする中でこの事業も運営していくわけですが、その中に保険に入りまして、この事故については対処をすることと、この要求しております事業の中に研修視察もございますし、その中で事故の対応、安全なライフジャケットの着用とか、それから緊急時の対応、そういうことにつきましては、この川舟下りを動き出すまでにいろいろ研修もするようなことになってくるというふうに思っております。

これからの整備につきましてはですが、今の段階でこれが運営できるまでのものにつきましては一応上げております。これを運営していく中で出てくるかも知れませんが、それにつきましては今後の協議ということで対応したいというふうに思っております。

町外からの参加につきましては、今のところこの地域の方だけということには特定はしていませんけれども、この規約をつくっておる組合の中でまた協議もお願いしたいというところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） すみません、ページ28ページでございます。28ペー

ジのごみ処理施設点検の整備の委託費でございますが、９８６万７，０００円の減額ということで、当初５，０２５万円ほどで見積もりをとってございましたけれども、実施に当たりまして、実施の前に点検する必要について確認をした結果、今回点検する必要のないもの、来年に先送っても構いもの、そういうものを精査してことしその分を削除しました。その結果、４，０３８万３，０００円でことしはできるということになりましたので、その分を減額ということでお願いしたところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） ４０ページの住宅の用地費の単価はどのようにして決めたかということですが、これは鑑定評価をもって決めております。

それと、この用地の買う場所ということですが、これは自動車学校跡地へ新たに建設しようとしている住宅のための用地でございます。この用地は何に使うかといいますと、実施測量委託によって計画ができた時点で、近所のこの地域の方全員に集まっていただきまして説明会をしたところでございます。その中で、当初は排水を宅地造成時にできた新しい道路の中を通す予定にしておりましたけれども、その周辺の密集地のところに現在の排水路があるわけですが、そこが浸水するということで、そちらへ通してくれという要望はございました。

それで、調査測量委託の中で変更をかけてやったわけですが、そのための、途中までは完成断面で大きい断面があるわけですが、途中から４００ぐらいの管で宅地のそこを通っておる関係上浸水するというので、それを新たに排水路として開渠部分で買収をして浸水対策も兼ねた新しい住宅の排水計画をしようとして計上したものでございます。

それと、一部には新しい定住団地の緑地が道路幅が増えた関係で足らんということでございまして、あわせて駐車場ももう少し確保しようということで、隣の山の一部をあわせて買収しようとする予算でございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） ご質問の消防費の関係でございます。４１ページでございますが、高幡消防組合負担金がこの時期に７００万円という多額な金額はということでございます。

消防費につきましては、高幡消防組合の補正につきましては、年１回の１２月のみにな

っておりますので、この時期に一定集中するわけですが、今回特に多かったのが、西分署がオープンをいたしまして、当初の人件費等、読み切れなかった分がございました。夜間の受け付け、またその人員確保等で時間外が出てきたことによる金額が320万円と一番大きいわけですが、その後それぞれの需用費と燃料費そして修繕費、光熱等の金額がその他の部分になってきております。それと、今度の人勧に、県の勧告によるベースアップ等の金額、そういったものが主なものでございます。

そして、地方債の140万円の減に当たる部分でございますが、これにつきましては、歳入のほうの13ページにございます消防債の過疎事業債の140万円の減になっております。これについては、大正地区の中学校に設置いたしました大正の防火水槽の当初見込んでおりました事業費が減額になったことの減でございます、そのことに伴います起債の減ということでございまして、事業費等につきましては、四万十町で事業を行うということで、起債の借り上げにつきましても措置をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） おおむねわかりましたが、ただ一、二点、ただいま総務課長が言いました消防関係ですが、町が負担金補助金を出す場合、その負担金補助金が地方債の対象になるということでしょうか。地方債の対象になるということですね。はい。

それと、ケーブルの関係ですが、行政報告と単純に考えれば予算書の食い違いというのは、なかなかこれ裏があるようでございまして、単純に行政報告イコール減額5,700万円ということにはならんようでございますので、また後から勉強させてもらいたいと思います。

一応おおむね理解することができましたが、36ページの川舟下り、これは近年、きのうもいろいろ出てましたけど、気候、生活環境の変化等によりまして、今全国の、もっと言えば世界の河川の環境が悪化している現状であることはご承知のとおりであります。特に魚族、水質、環境等に対する悪影響ははかり知れないものが進行といたしますか、進捗しておる状況であります。

日本最後の清流などともてはやされて、自来、今まで見たこともない大きなゴムボートあるいは何十というカヌーの群れ、これらの川下りが近年頻繁に見受けられます。ただでさえ状況は悪化の一途をたどっているのに、その上県の補助金があるからということだけではないんでしょうか、公費で川下りを推進する。

庁舎の組織機構改革の中でも、環境保全課を新設しようかというような状況のようでありまして、加えて文化庁から重要文化財景観に選定される。あとは選定の手続だけということのようではありますが、そうしておる。

あるいは、河川を守る条例、こういうようなものをつくって保全をしようというような状態の中にあって、わかりやすくいえば川をだめにするような、これは必ず影響しますから、いかがなものかと。今回の事業は営利目的なんですよ。こういう事業推進はどう考えるか。こういうことの積み重ねがつまり自然を破壊し、取り返しのつかないことにするというたわ言を申し上げておきたいと思います。答弁は要りません。

それと、先ほどの川舟の関係で、町民の希望があれば、町民であればだれでもその組合に加入できるかどうかという答弁がなかったようですが、これをお願いします。

説明では、地元集落により川舟下り組合を設立するとありますが、公費でおおむね町と県が公費でやるんですから、町民全体、希望があれば組合へ入れてもらえるような組織になりませんか、ということなんです。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えいたします。

まず、組織のことについてでございますけれども、この組織につきましては、原則としてこの趣旨に賛同する方につきましては、この川舟下り組合に加入するという意思を持ってきていただければ、組織の中ので了承をもちまして加入するというような規約の内容になっております。

それと、答弁はなしということでございましたけれども、一応カヌーとボートにつきましては、四万十川のこの中流域でも河川、特にアユの関係者の方にはある程度迷惑かけながらも観光として一応やっております。その中で、カヌーとボートにつきましては、ある程度技術のある方しか中流域では体験することができないということでございまして、この川舟下りにつきましては、高齢者の方でも子供の方でも、コースを設定して安全第一と考えまして、そういう中で中流域の自然に親しんでもらうということでこの観光ルートの設定をしたところでございまして、雇用促進にもつながるということから、そういう意味でのご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（味元和義君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） わかりました。私の質疑はこれで終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

10 番田邊哲夫君。

○10 番（田邊哲夫君） それぞれ大方の質問を宮崎議員がしていただきましたので、ないわけですが、いつも言ってますが、歳入の交付税の関係は、恐らくこの計上が今まで内部流用していた額に相当するだろうと思いますけれども、あとは特交が3月ということになってくるとは思いますが、3月大体見通しとしては、最終の特交が見込みがわかればお知らせを願いたいなというふうに思ってます。

それと、関連でその川舟下りですが、基本的には私は大変意義のある雇用促進も含めて川との親しみ含めて大事な事業になってきてほしいなと思うわけですが、ただ中村も同じように屋形船という形で事業を行ってるわけですが、あそこの地域を見てみるに、大変溪流といいますか、非常に流れが速い点がありはしないかなと。また、当然主には冬場なかなか四万十川を舟で下るとするのは、寒い関係で難しいかなというふうに私は思うわけですが、夏場となると、恐らく、私はともがけはしませんけれども、地元の人に聞いてみると、あそこはともがけもする場所だという話も承りました。当然そうすると、漁業組合との関係も出てくる可能性があります。当然承諾は得ているとは思いますが、どのような承諾の取り方をしたのか。当然組合長がおるがでしょう、また地元のいろんな関係の方がおるがでしょう。口だけの約束なのか、それとも正式に漁業組合として運航を許可するということがないと、後々問題になりはしないかなという私は危惧を持っていますので、その点について正式な文書を取り交わした上でのこの計画なのかどうなのか。口約束だけではこれは私は納得ができませんので、その点を確認をしておきたいというふうに思っています。

それとあと、私の地元の炭窯の件であります。私この件はちょっといかなんかなというのを、内容がちょっとわかりませんので、説明資料の5ページです。木炭生産施設移転事業、これを見ると、いわゆる今までは恐らく大正の生コンじゃったか、大正建設業組合であつたか、ちょっと忘れちゃったけれども、今までは無償の賃貸の契約が結ばれておったと。それが完了に伴いと、賃貸借料が発生することになったため、将来的なことも考慮した上でというのはくせ者ですが、町有地への移転を行うものということで、工事費が一財の281万円を使うという計画ですが、町有地のどこへ、将来的なこととは何ぞやということが疑問です。

当初あそこは1,500万円の県の補助事業で行ったような記憶が私は持っています。町

長の提案説明の中で、武内一元町長が提案されました。今からは大変間伐材も出てくるだろう、家屋の解体事業もあって、そういったものを活用して炭を焼くことが今後望まれる。また、町民として希望をされるだろうということで、県単事業で半分の補助だと思いますが、1,500万円の予算を使ってあれをやりました。

現実はどうなのかということでお話をすると、当初は新しくなってそれなりに地元の方が活用されました。しかし、近年は一製材業組合がそれを管理してたのかな、分もあって、聞くところによると、1名の方がずっと最近まで破材や雑木を焼きながら炭を焼き、営業、いわゆる所得につなげてきておりました。それがこういう形で町からもう移転するということで、契約も切られたということです。

内訳を、それは言わんとしますが、なぜ無料の賃貸が終わったから将来のことも考えてというのがどうも解せない。何で将来的なことも含めてなのか、それと場所はどこのか、その2点の質問を行います。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） 川舟下りの件につきましてお答えを申し上げます。

漁協との協議につきましてですけれども、今の段階で正式に文書を交わしてのことはできておりません。

ただ、この中で関係者の方が組合長と直接会いまして、その中で話をさせていただいております。それにつきましては、特に問題もございませんし、そういうことは大切であろうということで進められるといたしますか、そういう形の返事をいただいたということはお伺いしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 炭窯の件ですが、木炭生産施設移転事業、この事業につきましては、平成10年度、当時ちょうど私担当をしておりました。この事業につきましては、国の事業を828万5,000円いただき、それから上に県の事業をいただきまして、総事業費1,657万円でスタートして、目的につきましては、杉、ヒノキの間伐材を炭にできないか。炭にした後、土壌改良材として使えないかという目的で設置をしまして事業をやっております。

土地につきましては、大正町建設業協同組合さんの上に借りまして、建物だけ建ちまし

て、その中に金属窯1基と土窯1基を設置をし、炭を焼いておりました。ちょうど平成20年10月25日までが指定管理ということになっておりましたが、大正建設業協同組合さんの理事会の中で、今後20年から向こうについては、上の建物については撤去してほしいという話がありまして、今回このように計上してありますが、何でやらないかんか。将来的なこと等も考えてというのは、1つには耐用年数等の問題がありまして、そのまま壊すと補助金の返還をしないといけないということとともに、建物自体はまだまだ場所的に動かすと有効利用が図られるがじゃないかと思っております。

場所的には、今の予定としましては、クリーンセンター銀河さんに行く途中の町有林のそばがかなりスペースがありますので、そちらのほうに動かして倉庫的な役割、機械の格納庫とかの役割を担わしたらいいのではないかなと考えて今回お願いをしているところでありますし、大正町建設業さんと四万十大正製材協同組合さんの間の覚書の中で、使用している人との調整も8月についております。それは指定管理者さんのほうから話をさせていただきまして、十分にその話し合いは了承を得てるというふうにうちのほうはとらえております。

以上です。

○議長（味元和義君） 山脇財政班班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） 予算書の8ページでございますが、上から2つ目の地方交付税です。今回普通交付税の留保分、9月議会では6,000万円ちょうどと申し上げておりましたが、9月補正以降に再算定がございまして、ちょっと関連しますので、この8ページの一番上の減収補填臨時交付金というのがございますけど、それが特定財源の暫定税率が4月に失効しておりました。この分については国が責任を持って地方に配分しますということで、この関係もございまして再算定がございまして、この再算定の結果、736万2,000円普通交付税が増額になりました。それを含めた留保分6,736万2,000円を計上させていただいております。

この地方交付税の中には4億5,000万円の特別交付税がございまして、既にこの間12月の交付額が決定いたしまして、対前年度で2,670万円の減となっております。今後の見込みが4億5,000万円から大体1億円程度まで増やせるんじゃないかという今の見込みでございまして。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 岡本課長からの答弁ですが、よくある話としてですが、口約束というのは案外簡単にああええわやとかという形で、言うた言わんという話が必ず後で出てきます。特に町が補助しながらやる問題については特に、民間同士であれば行政の介入はないわけですが、個人同士であるわけですね、言うた言わんというんで大きないさかいになるわけです。

過去にもいろいろ町の問題で、ええわやということによって工事の途中でいいやそんなことは言うちょらん、話があるわけです。これは組合長のものではありませんね、河川は。県が管理をしているものやと。組合長以下たくさんの組合員がおります。せめて総会を持って、その地域の方の組合員のいわゆる総意に基づいて文書を交わしておかなければ必ず問題が私は起きてくる可能性があると思います。

特に、ともがけは地域住民また町外の方もやるでしょう。そういった意味で、文書を交わしてないような今の段階での補正というのは、私は断固認めるべきではないというふうに私はこういうふうに思いますが、早急にとるならば私はこれはぜひともやってほしい。しかし、とってない段階でとれなかった場合どうするかという問題が起こってきますので、私は手当たりてこういった計上は本来はすべきじゃない。しかし、もう出た以上はしようがありませんけれども、この問題が一番私はネックになってました。どうなのかというのが。口約束というのは一番怖いです。個人同士でも、ましてや行政がやる場合にはしっかりと承諾書をとった上で認めるという形にしないと、こんなことを大概出されたら大変なことになりますので、そこしっかりとやはり承諾書をとった上に計上するという形に私はすべきだと思ってます。

それから、木炭の関係ですが、当初の大正町の提案とは若干離れてくるような移転計画のようではありますが、でき得れば当初の特に化石燃料の問題があり、特に自然の炭を暖房等今から利用していく時代に入りました。なかなか個人が炭を焼くというのは難しいです。当初の目的どおり、でき得れば銀河の途中にというようなことになれば、なかなか窪川地区の町民も、また大正地区の住民も十和地区の住民もわざわざ原木をあそこまで持って行って炭にするということはもう不可能と言わざるを得ません。でき得れば大正、十和地域の炭窯の活用施策として特に今そういった町民も関心を持っています。でき得れば炭窯の活用ということをしないと、恐らく鉄窯はありますけれども、土窯は移転というようなことはないわけですので、鉄窯も解体するのか、どうも倉庫の何とかと言いますので、ただ上の建物だけ移転しそうな感じですが、でき得れば再度建設業協同組合の土地ですの

で、若干の賃貸しながら活用をする方向で行ってほしいなという希望的な質問になります  
が、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 金属窯と土窯については、一応耐用年数等は過ぎており  
ますが、金属窯につきましては、若干修理をするとまだ十分に使えるという状況です。

また、4トンぐらいの重さですので、いつでも移動できるのが金属窯の特徴だと思っ  
ておりますので、移転をしましてそこでもまた十分に活用していきたいということと、再度  
大正町建設協同組合とという話し合いですが、これにつきましては、十分に話し合いをし  
ました。一番の課題につきましては、どうしても管理することができないというのは、朝  
早くから夜遅くまで、その中で建物自体、大正町建設業さんの敷地面積の中の一部的なも  
のを町として借ってましたが、一部じゃなしに全部を借るようなことをやったらというよ  
うな話もありましたが、なかなか面積的にも大きいですし、どうしても基本的に人様とい  
えばおかしいですが、他人の上に自分の家を建てておいたら後々また問題にどうしてもな  
るので、この際やはり町有地の上に移転するのがベストではないかということでこういう  
計上の仕方をしております。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） 漁協との協議につきまして、議員さんおっ  
しゃるとおりだというふうに思いますので、文書につきまして早急に対処したいと思いま  
す。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 炭窯の件は、非常に私は残念な思いをしてます。ちょっと自分  
自身の判断迷ってますが、最終日ですのでこの問題に決着を熟思してつけないかなと思  
ってますが、ただ、今の舟の件ですが、恐らく担当課長、指摘されるのではないかなとい  
う疑問を持ち得なかったでしょうかね、提案のときに。ただ、採決した後どうなるかわか  
りませんけれども、もしもとる方向でということでしょうが、確実に承諾書をもらうとい  
う、課長に重荷かけちゃいかんですが、それが私は不安ながですね。個人だけで、組合  
のことですので私はどうこう言いませんが、こういった河川の利活用についてはやはり、  
今から毎年度になるわけですね、ずっと年間通じてこういう事業を展開していくという  
ことになると、当然利用する人たちの承諾も得ないかなのじゃないかなと。町外のことは  
別にして、しっかりと組合の中でも話をしながら、組合一存でええわやということでそれ

でいいのかなと。私は組合員ではありませんが、私が組合員じゃったら何でおまえだけの判断でやったという形にも想定もされるわけです。非常にこの問題も私は、担当課長が承諾書もらってと簡単に言いますが、そんなに簡単に組合長だけの判こでいいんでしょうかね。そこらはやっぱり行政がするので、順序を踏んでやってもらおうと、最終的には組合長の判こでしょう。そこまでやはり予算計上までは手続を踏んだ上での、たまたまこの問題だけ今日言いましたけど、皆さん方もそうですよ、他人事に聞かんでくださいよ。

やっぱり計上のあり方というのは僕はそうだと思うし、条例の改正もそうですが、国が言われたから、県が言われたから、十分勉強しないままに提案をし、いやわかりませんとは言いませんけれども、十分な理解もないままに今まで計上してきました。自分たちもなるわけですね、そうなる。今回もそうです。執行部としては計上して、私は基本的にはさっき言うたように賛成です。やってほしい。しかし、問題が起きたときに、自分たちが賛成してもんだというて、住民が苦情が出た場合に私らも責任の一端を負わないかんわけですよ。責任とはお金云々じゃなくて、気持ちの上で、何でもっとしっかりおまえら議員は審査しなかったかと。今まで言われました、いろんな問題で。だから、本当に慎重に慎重に物事を決めていく、これが私は議会と執行部のあり方だと思ってますので、残念ですが、その点課長すみません、町長が最終的な提案者ですので、町長はこの問題についてどう判断をされるでしょうか。

最後の質問終わります。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 漁協との協定については、基本的には当事者である川舟の組合と漁協ということになろうというふうに思います。

行政としては、円満な協定が締結できるように側面から支援はいたしますけれども、双方誠心誠意話し合いをすれば、漁協側の私は同意は得られるというふうに思っておりますし、その可能性があればこそこういう形で計上をさせていただいたということでございます。

○議長（味元和義君） 質疑の途中ですが、ただいまより昼食のため１時まで休憩をします。

午前１１時４９分 休憩

午後 ０時５８分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 私は農林業予算の中の2点ほど質問をしたいと思いますが、1点は、ただいま前段で田邊議員のご質問がありまして、ある一定理解をできたわけですが、もう少しお尋ねしたいと思います。

木炭の生産施設移転事業でございますが、どこでどういうふうな炭焼き小屋があるかというのとはわからなかったわけですが、ある一定理解ができました。

しかし、この炭窯ですわね、これが町の施設としてなぜ必要であるかどうかということと、その利用がどういう形でされておるのかというのが、少しかいま見えたような気もしたわけですが、個人的な利用になっているのではないかということと、目的ですが、間伐材を炭にして土壌改良材にするということですが、この目的だけで町の施設としてこういう一財使って再施設を構築しなければならんのかという疑問を感じますので、お尋ねをいたします。

それで、もう一点ですが、これも同じく農林水産業予算の中で6款1項の19節の木質ペレットの暖房機の実証補助事業でございます。前月でしたか、興津地区がミョウガが13億2,000万円、それからピーマンが2億5,000万円ですか、15億円を超えて16億円に届くくらいの販売高を上げたということで祝賀会が行われたわけですが、本当にすばらしい実績を上げておるというふうに思っております。

今回ボイラーの実証ということですが、当時この計画を上げた段階では、恐らく重油も非常に高い時期であったと。6月の時点では126円くらいでありましたので、当然こういうことを早急に指導をしていくという必要性があったかと思いますが、現段階では、今や重油というのは72円ということだと思います。

これにも書かれておりますように、ペレットが大体キロ35円ということで、重油1リットルに対してペレットが2キロぐらいではないかというふうに思われますので、大体70円ということで、ほぼ重油を使ってもあるいは木質ペレットを使っても同じような生産経費になるというふうに思うわけです。

私、この実証試験に反対するわけではないわけですが、現段階でこの実証試験、一財を使って補助を出すわけですが、どのように考えておるのかということと、長期的に見た場合に、このことをどういうふうに考えるのかという質問をしたいと思います。

当然木質ペレットでの環境の循環あるいはCO<sub>2</sub>の削減という意味では、当然理にかな

った事業であると思うし、検討せないかんというふうに思うわけですが、今私が申し上げたような考え方の中でどう思っているのかお尋ねしたいと。この２点をお尋ねします。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） お尋ねの特用林産の炭窯の件ですが、この事業につきましては、目的というのは、特に間伐をして捨てられる杉、ヒノキの間伐材を炭に利用ということで、当時ちょうど県の林業技術センターと一緒に、今まで杉、ヒノキの間伐材が炭に焼かれなかったということで、データどりもした経緯もあります。

ただ、炭に焼いても使えなくてはどうしようもないということで、当初粉碎机等を入れてまして土壌改良材にするとか、特に松くい虫というたらおかしいですが、松の弱ったようなのに使用なんかをしておりました。

ただ、炭窯だけでも体験的なメニューもありまして、学校に利用していただいて学校の生徒と一緒に炭を焼く体験もずっと行ってまいりました。平成１２年に入れまして後、個人利用になっているのではという点は、学校の利用がなくなったのと、１窯の使用料が５，０００円やったと思いますが、大正町建設協同組合さんのほうに５，０００円の使用料を払って木炭を焼いておりました。それで、近年の個人利用さんの木炭の使用は、多分除湿炭として住宅の下といいますか、住宅の下に敷いていくような炭を焼いていたように記憶をしております。当時の使用目的はそういうことで、どんどんどんどん焼いておりましたが、近年は老朽化したということで１人の個人利用になっていたのが実情だと思っております。

それで構いませんか。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） これについてはご質問があらうと思っておりました。さほど私の説明でご理解いただけないかもわかりませんが、確かに問者言われるように、現在７２円のＡ重油の価格になってます。

せんだって産業振興計画の町長が出れないんで私のほうが出とったんですが、ＪＡ土佐くろしおでも、組合長とちょっとこうお話を聞いたところ、現在実証試験を行っておるようでございます。

私としては、現在７２円の数字がどうなのかというのは、ちょっとまだ調査してみないとわからないところがありますが、国のエネルギーの安定供給それから温室効果ガスの削減という大きな政策的な課題に連動させていただいて、暖房機器の導入も助成いただい

入れておくと。

その中で、確かに生産コストに直接影響がある経費でございますので、余り格差があると農家が使わないと思うんですが、ちょっと芸西の調査の中で感じたところ、通常のア重油の暖房機だけではなくて、木質ペレットの暖房機を併用してたくと、当然両方の単価の検討もせないかんがですが、夜中の夜温が極端に下がるときには効率よく温度が上がると。基本的に20度前後の変温管理というふうに聞いてますので、重油だけではかなり一定夜温が下がるときには厳しい。逆に木質ペレットの暖房機だけでも厳しいと聞いておりますので、その辺の調査をさせていただいて、今後余り原油高騰の価格が安定しているとは今後供給と需要のバランスで思えませんので、しっかりしたデータをとっておくと。順次やはり併用的に導入をしていったらいいんじゃないかというふうに私自身は考えておるところです。

何はともあれ今年度実証試験の中でいろいろ木質ペレットの完全な2分の1なのか、35円やったら70円程度なのか、それとも効率がこれくらいしかなかったとか、そういった総合的な調査の上に立って導入については考えていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） ハウス施設として木質ペレットを使う場合、私ども産業常任委員会で須崎あるいは芸西の既の実証をやっておるところに研修に行ったこともあるわけですが、ボイラーそのものは200万円から300万円くらいかかるというふうに聞いておりますし、ペレットは、最初にも申し上げましたように、大体1リットル、重油1リットルの換算でいきますと2キロですので70円ということで、現状ではほとんど変わらないということですが、ただ1つ私が思いますのは、一財も使うようになってあったんですか。一財も使うような形で今回事業するわけですが、ペレットを自前でつくってないということがあります。梶原とか銘建工業ですかね、よそではつくっておるわけですが。という状況の中で、果たしてうちが、先立ってこういう実証をしなければならんかどうかと。ある一定県のレベルでいろんなところでやっておりますので、そういうのを見ながらうちも対応していくと。こすいといえはこすいかもわかりませんが、そういうやり方というのはどうかなという思いを持っておりました。そこで質問をしたわけですが、ただ将来を見据えたときに、確かに来年度になったらまた、化石燃料ですので油がないというふうなこ

とも言われておりますので、対応するためにも実証していくというのは必要だと思いますが、将来的にどんなに考えておるのかということをちょっとお尋ねしたかったところです。

それと、木炭いわゆる炭窯ですが、室長の答弁にもありました体験学習とか個人利用で貸して利用してもらうというようなことだと思いますが、果たして現状の中で、耐用年数が過ぎた、それからまた新たに構築をせないかんということが今後において必要であるかどうかというのは、私は疑問に思うわけですが、そのことについて再度お尋ねしたいと思います。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 耐用年数につきましては、土窯、炭窯自体は耐用年数を過ぎてますが、耐火施設倉庫、倉庫のほうはまだ耐用年数がありまして、現在利用しないということになりましたら、補助金等は返還を当然しなくてはいけないという状況ですので、今回の移設というのは、耐火施設倉庫と金属窯については移設をしてさらなる利用計画をもう一度検討したいということで計上をしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） ちょっと今お尋ねがあった他地区の状況を見ながらということでご提案がございましたが、ひょっとご存じかもしれませんけれども、興津の園芸部については、せんだって11月23日に大正から始まった園芸の中で、知事の団体の産業功労技術表彰を受けたところでございます。

その中で、地域全体でエコファーマーの認証を取得するとか、エコ栽培のネットとか天敵の導入とか、あらゆる環境保全型農業に力を入れて栽培しておりますし、特にこの地区については、皆さん方のそれぞれの栽培技術のアドバイザーと、そういったものでお互いが切磋琢磨しながら15億9,000万円という売り上げを上げてきたところでございますので、実際じかに研究熱心な部会を中心に実際目の当たりにしてその導入またその経過を皆さんに理解した上で導入していったほうが、より計画的な導入に、将来につながるだろうということで今回町費の投入をご提案させていただいたところでございます。

将来的なことについては、基本的に私自身は一定72円前後で推移するのであれば、やはりこちらのほうを、確かに施設費については300万円、先進地で聞きますと300万円、現在の国の助成制度では3分の1ですから200万円のやはり受益者負担がかかって

こよいと思いますが、この辺もまたその辺の財源の、何いいますか、個人の負担等々については、また系統団体とそれぞれ協議していかなきゃなんなと思いますが、将来的には導入に向けて研究をしながら努めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） ペレットボイラーですが、将来的には当然こういう実証も必要であるということはよくわかります。そういう意味で、今回この予算に反対をするものではないわけですが、十分にほかの地域での精査もしながら、ただ現状況の中で、ここ二、三年のうちに個々の農家がこれを取り入れるというところには恐らく至らんというふうには私も思ってますので、十分に精査をしながらこういう事業を取り入れ、検討していつていただきたいというように思います。

それから、炭窯ですが、室長の答弁を聞いた中で、明確な利用計画というものがないのではないかというふうな気もするわけですが、やはりある一定1,300万円近い予算を投入して新たにまたつくっていくということですので、ある一定明確な利用、そしてその利用が理にかなうものかどうかという部分がないといけないのではないかなという思いがするわけですが、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 炭窯の件ですが、ちょうど平成10年当時の社会的な事情といえますか、木材の事情といえますか、10年ぐらいは製材廃材等が処理に困った時代もありまして、間伐材それから製材廃材等を炭にして土壌改良という時代でありましたが、現在は廃材等については有価で住友大阪セメント等に販売がされておりました、事情的なものは変わっておりますが、逆に学校教育とかいろいろなNPOの関係とか、もっと身近な木炭、黒炭を利用したような取り組み等について検討しながら、今後利用計画等をもっと煮詰めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） 私1点だけ確認の意味で質問したいというふうに思いますが、先ほどの川舟下りの件であります。したがって、引き続き宮地さんの前に質疑をしたかったわけですがけれども、若干手を挙げるのがおくれました。

その中で1つ、課長の答弁の中でちょっと心配な点がありますので、その点を確認する

意味と、あわせてこれは観光にもなりますので、そういう意味合いでの2点を質疑したいというふうに思います。

ただ、私もこの件について何点かの要点を絞り、聞いてみたいなというふうに、確認してみたいなというふうに思っておりました点については、各議員のほうから十分な質疑が出されました。そして、その執行部の答弁によって私も理解をいたしましたので、それは私もわかりましたけれども、ただ1点、1つには地元の結局漁業組合との関連の件で課長が、これも議員さんが結局将来的に向けてせっかくの事業が結局途中で疑問が出てきたというようなことではいかんという老婆心を踏まえた質疑内容であったかというふうに思う。私もそういうふうに事業に対してはそういう感覚を私も持っておるわけですが、ただその中で、これは一級河川でありますので、県の何が要るというふうに思います。この川舟下りの組合の方がそれなりの申請をして手続を経ておりますので、その時点でやはりそこらの指導もあったんであろうというふうに私は認識をしておりますし、若干私もそういう件についての自分なりのこれまでの経過を踏まえての認識の中では、一つの観光的なこととあるいは川遊びのボートとかというような感じのことについては、漁業組合との合意というような契約は要らんのかなというふうにとらえておるところであります。

その件について課長の答弁のほうが、指摘点について十分当然のことであって、確認をしていきたいというご答弁であったわけですが、これは新しい事業でもありますし、そういう事業に対してはそれぞれの手順を踏んで上がってきますので、そのことを認めて予算化をするということの中では、責任あるやはり対応をすべきであるというふうに思います。

その中で、当然にしてその契約が、漁業組合との契約が必要なのか、あるいはその必要がないのかということは、この本会議の中で答弁ができないといかんというふうに私は思っておるわけですが、それは今後さらに調査をして、必要であればその契約をしていくという認識でおるのか、その点を1回確認の意味で聞きたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

昼休みの間にちょっと担当課長も含めて調べさせていただきました。この川舟下りと漁協との関係ですが、おっしゃられるとおり、河川の関係は県の河川課が管理をしております、河川課の許可はいただいております。漁協のほうにこの組合のほうからお話に

行ったときに、漁協には河川の管理の権利はないと。あくまでもこれは川舟下りで、いわば川舟遊びの部類ですので、漁協等の許可も必要ないのじゃないかと。これ漁協の組合長さんのことでしたが、漁協は管理外ということで、あえていえば、こういった事業をするので協力をお願いということのお話しになるがじゃないろかということで、その辺の協力についてはオーケーという返事をいただいております。漁協については、この川舟下りについて協定を結ぶとか、あるいは覚書を結ぶとか、そういった権利はないということで、その辺はこの川舟下りの組合と漁協との話でそういうふうになっておるということでございます。

ただ、今回の予算計上につきましては、その辺の確認もできておりませんでしたので、今後は四万十川流域を初めとしていろんなそういった地域おこしのための取り組み等も出てこようかと思えます。そういったところについては、また一つ一つそういったところを徹底的に確認をしながら予算計上してまいりたいと思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） ちょっとつけ足しましてご報告しておきたいと思えます。

この事業を運航するに当たりまして、営業ということでございますけれども、公的な許可をとらなければならないことにつきましては、運航関係の手続をするのみということになっております。そのほかには法的な手続は必要ないということは県のほうからお伺いしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） はい、わかりました。

最初そういう答弁でできんといかんというふうに私は思っております。これは大事なことです。やはり新規事業に関してはそれなりのその事業に対しての思い、そういうのも地域住民もあって事業を編成して、そして執行部も上げてくる、そのことをまた認めて上げてくるということでもありますので、やはりその予算が議会の中で承認をされる中身については、それは議員は議員として心配点を考慮しながら質問をしていくわけですので、そういうことを踏まえてやはり答弁がしっかりとできる状況はつくっていただきたいというふうに私思いますので質問させていただいたわけですがけれども、私も十和地域出身の

議員であります。この事業も十和地域になりますので、そこらあたりは確認をしていかな  
いかんというふうに思うわけです。

もう一点には、実はこれとおわ道の駅がオープンをされて、それに伴う結局集客という  
問題も踏まえて今具体化になった事業でありますけれども、流域の地域の住民の中では、  
この事業計画については、それは雑談の中でも、それから私たちとの雑談の中でも、  
この事業は昔から実施したいなという声があったわけです。ところが、やはりこの道の駅  
のオープンに伴うて具体化になってきたという経過があります。だから、私はこの事業  
は、一つの雇用という問題もありますので、ぜひ成功して、将来長期にわたって成功して  
いただきたいというふうに思っております。そういう意味も踏まえて、質疑に対する答弁  
がしっかりとできてもらわんと困るということが1点指摘をしておきます。

それから、もう一点については、これ先ほど言われましたように、1つ地元にとつて  
も、それから先ほど課長の答弁の中で、結局希望者はさらに今後加入できるのか、この組  
合にということがありました。そして、それも加入ができるという答弁をいただきました  
ので、安心をしておるところですけれども、ぜひ成功していただきたいというふうに思っ  
ております。

そして、1つには、この集客、いわゆる道の駅に対する集客、めぐる人がまたこの川舟  
下りで四万十川を結局楽しむという事業でありますので、観光ということにもなってくる  
わけであります。だから、予算を編成をして出してくるという中身については、観光的な  
観点からもこの事業をどのようにとらえておるのか、最後に確認をして質問を終わりたい  
というふうに思うわけですが、ただ予算が調って希望で上がってきたので、問題の  
ところはクリアして予算化をしたということなのか、あるいはこの事業に対して一定認可を  
していく上ではそういう町としても観光部分の中でぜひこの事業に成功していただきたい  
というような思いがあれば、私はそのことも確認をして質問を終わりたいというふうに思  
います。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 川舟下りにつきましては、旧十和村の時代からぜひ取り組んで  
みたらということで、かなり前に役場の職員の中でプロジェクトチームを立ち上げてこれ  
に取り組んだ経過がございます。先進地のほうにも出かけまして、実際そこで使われてい  
る川舟を旧十和村のほうにとって帰ってきて、職員が何回か川舟を行って、実際どうい  
うな運営ができるかということも研究も行いましたけれども、ちょっと川の状態が水

量が少なかったということで十分にできなかったというようなこともございまして、途中で頓挫をした経過もございます。

その当時から十和村ではそういうことをぜひやりたいという機運が盛り上がっておりまして、今回のこの計画になったところでございますが、これからこの川舟下りだけではなくて、四万十川が重要文化的景観に指定をされた、そして打井川に海洋堂も来るということになれば、町外からかなりの入り込み客もあろうかと思えます。

町全体の観光戦略見た場合に、四万十川を見て、道の駅で御飯を食べてそのまま帰るというがじゃなくて、ある一定四万十川流域で何カ所かそういった遊べる場所、観光のできる場所を構えてそこで遊んでいただいて、泊まって帰っていただくというようなところに結びつけていかなければならないのではないかなというふうに思っておりまして、この川舟下りもそういった意味ではその先駆けとなるものではないかなというふうに思っております。

今後各地域で地域の資源を生かしたそういった取り組みを行っていただいて、四万十町、ひいては四万十川流域が県外客からのリピーターであふれるような取り組みにぜひこれをきっかけにつなげていきたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） ご答弁いただきました。

私もちょっと言葉のきついところもあったかもしれませんが、やっぱり予算を出すということについては、責任のある予算編成をして出してもらいたいということと、地元の漁業組合等々とも、これはそれだけの本式な契約事項は交わす必要はないとはいえども、口頭でもよし、やっぱり協力的な姿勢を、協力を求めるということが大事なことであろうというふうに思いますし、それからもう一点については、万が一事故があってはならないけれども、そういった事故があったときに大変なことになりますので、そういう予算して組合へ任すという形になっても、やはりそこらは十分今まで観光の区分については、ボートも踏まえて町が一つの経験もありますので、それまでの事例等々も踏まえて反省点にも立ちながらそこが事故のないように、やっぱり指導を踏まえて私はこの予算は通していただくようお願いしたいと。お願いしたいということはおかしいわけですが、ぜひ成功につながる事業になっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

12番林健三君。

○12番（林 健三君） 今日はやるまいかと思っておりましたが、最後になりましてやらさせていただきます。

今おのおのの議員からありましたページ数は33ページの問題ですが、6款2項1目15節の問題です。

炭窯の関係ですけど、これは旧大正町が行った事業でありまして、今度そのために建設業界に今まで委託しておりましたけれど、建設業界からこたわないということで移転ということで出ているようでございますが、私は今室長のほうから話も聞きましたが、何か銀河の近くの町有地へ持ってくるという話をしておりましたが、私は窪川へ持ってくるのもいいかどうかはわかりませんが、今ウェルカムのほうへ委託事業でしているわけですね、管理委託を。そこも今宿泊者が少ないという関係も出てきているわけですよ。ある程度室長から話がありましたが、児童の体験の学習の場として使いたいと言っておりましたが、私はあそこへ宿泊へ来た者が夏には木炭を使うてバーベキューをやるわけですね。そしたら、そこで消費拡大になるがやないかなと私は思っておるがですよ。ですから、私はできればウェルカムの敷地内、たくさんの敷地がありますよ、その中へ持ってきて、それこそ炭を焼かせて、体験ではないですけど、そんな都会の人間は炭焼きやった人間はおらんがですよ。そのために泊まりに来て、長期に泊まってもろて、炭焼くというたら1週間ぐらいかかるがですよ、くべて、たきつけて取り出すまでに。そしたらそこへ泊まってもらえるわけですよ。そういう執行部はその考えはなかったかなというような私単純な考えですよ。私じゃったらそうしてちっとでも消費拡大につながっていく。うちの間伐してるわけですよ、町有林に。その廃材を持ってきてそこでくべてつくったら何ちゃお金が要らんと済むがやないですか。

その1点とそれから、先ほど議員からありました36ページの7款1項1目19節の問題です。川舟の問題。今執行部のほうから話がありました。河川については許可は要らない。ですけど、川はあれですけど、県の、漁業権の関係は漁業組合があるがですよ。あれが上、下、上、下よね、舟がすると魚族が逃げたとか逃げざったとかという関係が出てくるわけですよ。わかりますか執行部は。そうすると補償金に結びつくわけです。絶対最終的には。ですから、私はそれまでに承諾書をしっかりとって、今堀本議員からもあったですが、それをちゃんとしてこの提案をしてるのが本当やないかなと思ってるんですが、どうでしょうか。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 今提案をいただきましたが、先ほどお答えしたように、体験型の炭窯ということにしていきたいし、利用計画とあと設置する場所に煙の影響とか火の影響とかいろんな影響があると思いますし、敷地的にも20メートル掛ける30メートルぐらいの敷地が多分必要じゃないかと思ってます。

そうしたときに、ウェルカムをという案がありましたが、ウェルカムの補助事業とまた特用林産の補助事業とを検討しながら、場所についてはもう少し吟味をして検討したいと考えております。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 漁協の承諾ですけれども、先ほど申しましたように、基本的には河川の管理については漁協は権利がないということでございまして、現在カヌー下りとかラフティングとか行われておりますが、それも一言漁協のほうにこういう事業を起こしたのでご協力お願いしますという形で実施をしております。

今度行おうとしております川舟下りにつきましても、その川舟下り組合員の中にも漁協の組合員さんもおられるようで、地元の体制は万全というふうに伺っているところでございます。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 先に木炭の関係を言わせていただきます。

今室長のほうから話がありましたが、ぜひともこの辺は考えて、消費拡大また間伐の2メートル台の端尺の問題も出てくると思います、多分。今からもまだ町有林の間伐はしていかないかと思っていますよ。ですから、そういう形で帰りの便で作業員に取ってこらせて、それを焼かせてやると。何でも体験しようが何しようが、もとは原木がないことには焼けんと思いますよ、炭は。ですから、そういうものを有効利用に使ってぜひともいただきたいという点と、それから今高瀬副町長からありましたが、念を押したのが上へ押すのが行政じゃと思っておりますよ。私の旧の大正町でその事業がストップしたということがあります。承諾書をとってないばかりに。ですから、後の始末じゃいかんと思いますよ、行政は。本当に皿をすけたのが上へまだすけるぐらいに、こぼれんような形でしていくのが行政マンじゃないかなと私は思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） はい、そのとおりでございまして、そのようにそういった気持

ちで参っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

3 番弘瀬則彦君。

○3 番（弘瀬則彦君） 先ほどから炭窯のという話が出ておるところでございます。銀河の手前の広場といいますと、地区的には天ノ川じゃないのかと思うところでございますが、天ノ川へ、持っていくところがないものは天ノ川に持っていけというふうな行政の考えがあるんじゃないかと。これまでもいろんなもんがどうなるかという話があるわけでございますけれども、あそこには呼吸器障害の子供がおります。そういう障害の子供にも煙あるいは灰の飛散なんかが本当に障害になるわけでございますので、その点今林議員からも要望がありましたように、瀬里のほうへ誘致したいという話もございましたので、できればそういうふうなことを考えていただきたい。

また、私は今日初めて天ノ川へ炭窯を持っていくぞという話は初めて聞いたわけでございますけれども、そういう話があるんじゃないかと、こうした提案が出る前に一度地元へどうだろうかという話を持ってきたいただかないと、それは到底受け入れるわけにはいきませんので、そこらあたりしっかり認識をしていただいて、以後いろんな話も計画前に一言その地域あるいは住民に説明をしていただきたいと、このように考えておりますので、申し添えておきます。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） ちょっと説明不足だったかもしれませんが、先ほどのお答えは、利用計画と要するに地域周辺ですか、そこに対する影響を考えながら移転をしたいということで、当初私が天ノ川を予定してましたと言いましたが、林議員の中で大正へという要望もありましたので、再度検討をして移転をするということと、もう一点、炭窯を焼くのが今回の目的ではありませんので、あくまでも倉庫の移転ということを私もここで答弁させてもらっておると思いますので、なお一番有効利用ができる場所に移築をしたいということをお願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 3 番弘瀬則彦君。

○3 番（弘瀬則彦君） 町有地だったら何を持ってきても構んという考えは排除していただきたいと思います。

私、鉄窯というのをよう知りませんが、その倉庫と鉄窯とをセットで移転するがでしょう。それで、移転してどうするがやですか。

炭焼くがでしょう。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 当然移転して鉄を持っていっても仕方ありませんので、先ほど言ったように、再度考えて場所は決めますという答弁だと認識していただきたいと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） すみません、ちょうど17ページのケーブルシステム整備費ということで、これは町長からの行政報告もありましたが、もし今回この補正予算が通った場合に、大正と大井野以西のところでどのような整備計画になるのか、また工事入札等がいつになるか、その事業の計画を教えてください。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 補正通りました後は補助申請をするわけなのですが、交付金事業として。今のところ指令がいただけるのは3月というふうに聞いております。それ以降、未契の繰り越しに多分、当該年度ではできませんので、契約のほうは4月かもしくは5月ぐらいになろうかと思えます。その間に指令が出てきた後、本契約の加入者についてのご案内、紹介をかけるようなことになろうかと思えます。

そういった意味で、発注をかけた後、おおむね工事が着工するまでに2カ月ぐらいかかると思えます。それで、本加入の契約の募集といいますか、確保もした後、実際の工事、引き込み工事が始まるのは7月、8月、全域が終了するのは秋口というような流れではないでしょうか。

そういった意味で、今回の場合には補正で対応する大井野以西の場合には、電波そのものはもう全部流れてますので、こういった区域から着工していくということも大きな課題であろうかと思えます。そういう意味では、今後どういうふうな形で工区といいますか、工区設定していくかというのはまた課題になってこようかと思えます。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 住民が工事の着工を早期にということで整備要求もあったというふうな行政報告がありましたが、ただ現在やっている工事ですね、そのところを若干急がせているのではないかと。

実は先日、中学生の交通事故ありましたね、あのひき逃げというか。それは私の近くで

したので、ちょっと私の家族もそれを目の当たりにしておりますが、いろんな工事関係者の人が出入りしていると思います。そこら辺が工事を焦らせた、いうたら着工を急がせた、ことしの4月1日に開局準備ということで、そこら辺が工事関係者に影響しているのではないかというふうな心配をしておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 確かに21番議員さん言われるように、工事の期間が非常に狭まっていると。繰越明許でできない事業であるということで、非常にそれについては配慮しながらやっているところではあるわけながですけど、先般、今おっしゃられたように、事故もあったことも事実です。

現在工期を早く進めるという意味で、作業班ですよ、最大でまだ来てないと思うわけながですけど、40班ぐらいの体制でやるようになっております。そういった意味では、当初30班といったのを、工期内に仕上げんといかんということで、従事する作業班を多目にしております。

そういった意味で、忙しくその班にやらせるというよりも、安全な労務管理、労働管理をしながらやっていただけるようにするというところで、作業班を増やして対応していただくように請負会社にも話をしているところです。

先般の事故については、高知新聞にも載ったわけながですけど、そういった形で幸いにも大けがには至ってないわけながですけど、今の言う大変よろしくない事故の対処の仕方ということもありました。そういうことで、工事の業者も作業を全面ストップしてその内情の点検もし、今後の再発防止について取り組んでいるところでもございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 私も新聞の記事を見ますと、全国多分そういう電気工事をしながら飯場を回っている方が運転をされていたのではないかと思います、どれだけこの工事が地元雇用にもつながっているかどうかということでも私も非常に疑問に思っています。

今後、安全管理という面とそれからこれから工事等のまた新たな入札等に向かいまして、どう地元雇用に結びつけるかと、そういうところも十分配慮していただかなければならないと思いますが、その事故の責任とそういうことについてを再度答弁をお願いいたします。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 工事については、多分副町長のほうから先ほどの事故についてはまたお話あるかもしれませんが、町内の工事関係事業者もございます。そういったことをどういう形で参入させていくかということは、本契約をする段階でも請負業者にも話をしてきたところです。ただし、工事を施工するのはその請負業者の責務でございます。そういった意味で、どこまでできるかという直接的な指示はできないわけなのですが、今回の場合においては、引き込み工事そのものはなかなかできにくいということもございました。それで、あと宅内工事に対して27業者、条例上も町の指定業者ということになっております。そういった意味で、工事業者と話をして、現在のところ27業者にお願いをしているところです。それも非常に短い期間での対応ということで、工事業者も非常に過密な対応にもなってこようかと思えますし、なるべく地元の業者がこの工事に参入できるような仕組み、なおかつ後々当然修繕とかということがありますし、保守管理のこともあろうかと思えます。そういった意味で、引き込み工事についてもそういう光の融着技術といいますか、そういう技術もこの間に研修もしていただいて、後々の維持管理に対しては地元の人でできるような形にしていきたいというふうに思っておるところです。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 先日起きました事故につきましては、全員協議会の場で詳しくご説明を差し上げろうというふうに準備をいたしておりましたが、それで構いませんか。どうでしょう。

（21番牧野利恵子君「今質疑いたしましたので、今日この場で答えていただきたいと思います」と呼ぶ）

それでは、説明させていただきますが、ちょうどそのつもりで資料をここに持ってきておりませんので、私の記憶のある範囲でお答えをさせていただきたい思います。

12月9日の午後5時45分ごろに、香月が丘のほうで、現在ケーブルテレビを請け負っておりますパナソニックの下請の下請、3次下請の業者が、4台で工事現場のほうから金上野のほうにありますが職員の宿舎へ、宿舎というか事務所へ帰っている途中で、窪川中学校の3年生の男の子に接触事故を起こしたということでございます。

そのまま事務所のほうに帰宅をして、その後列の車のほうから、そういう事故があったのではないかという指摘を受けまして、それからすぐに4台がその事故の現場のほうに引き返したようでございますけれども、もう既に警察の現場検証が始まっております、そ

のまま運転手は窪川警察署のほうに連行されたと。そして、あとの職員についても、その場で事情聴取を行ったということでございます。その運転手につきましては、新聞紙上で発表されましたように、ひき逃げで逮捕ということでございます。

事故に遭われたその中学生は、全治5日間のけがでございまして、会社のほうもその日のうちにご両親にお詫びに行ったということでございますし、町としましては、昨日の朝、私と企画課長でそのお父さんの作業のしている職場を訪ねまして、お詫びも申し上げたところでございます。お子さんにつきましては、少し肩が痛いという状況のようですが、二、三日学校を休んでおれば大丈夫であろうというお話でございました。

事故については以上のようなことでございまして、ただ町の施工業者の事故、そしてあいつの形で新聞紙上にも出ました。町としても非常に責任を感じているところでございまして、町民の皆さんに深くお詫びを申し上げたいと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） 2 点についてお伺いをしたいと思いますけれども、予算説明資料でお願いしたいと思います。

まず、4 ページの先ほど宮地議員からも質疑がありました木質ペレット暖房機器実証補助事業についてです。

宮地議員とダブるところはできるだけ省いて質疑をしたいと思いますけれども、先ほどありましたように、興津地区は15億円を突破したということで大変喜ばしいことだと思います。とはいえ、高価なハウスを、私も産業常任委員会で何度か見に行かせていただきましたけれども、大変高価なハウスを整備をされております。売り上げに対しての利益というのはどうかなというのも、それはわかりませんが、思ったほど純利益というのは少ないのではないかなというふうな勝手な想像をしています。

がしかし、この事業の考え方というのは、興津地区というのは、どっかの文言にもありましたように、黒潮の影響を受けて内陸部といいましょうか、四万十町内でも山のほうと比べると、多分ですが、暖かいのかなと思ってます。以前に大正のスプレーギク、大変な思いをされております。何か日当がもう何千円にもならんような、日割りをしたらそんな状態の中で、ハウスの内張りを三重にする予算化したわけですけども、その経過についても聞きたいわけですけども、今回このほかにもこの実証試験をやらなければならないと思うところはほかにもあると思うがですけども、場所の選定が興津になった理由をまずお

伺いをしたいと思います。

それともう一点、先ほどから皆さんが、たくさんの方から質疑されておりますけれども、8ページの川舟下り補助事業の件です。

先ほど高瀬副町長また岡本課長より答弁の中にもありまして、大体的にわかったし、いろんなこと、前段階のクリアの話ももっと前へ進みましたけれども、私はこの事業を見たときに、今後の観光とか交流人口を増やすことのためにも、基本的には賛成です。ですが、何せ話が耳に入ってくるのが自分としても最近の話ですので、はっきりとは。まだ細かな説明も聞いておりません。心配な点がありますので、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

先ほどからの話の中で、川舟下り組合というのは5名、船頭さんも何名かということですけれども、事業主体の負担金というのが200万円近く要るようになってますけども、なかなか、多分お金持ちの方々でしょうけれども、それはなかなか、例えば5人の組合員の組織で割ると1人40万円とかそういう世界になりますよね。なかなかその負担金も考え方によっては大きいのではないかと考えておりますが、この負担金については大丈夫と思いますけれども、大丈夫なのかなというちょっと心配があります。

それと、この内容の中に、事業所兼待合所というのが486万2,000円含まれておりますけれども、この外観を含めてどういう形式のものをつくろうとされておられるのかを、まずその2点、それについて伺いをしたいと思います。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

なぜ興津にこういった実証事業かというお問い合わせだと思いますが、まずは園芸部員の熱心な申し入れ、JAとの協議の中であったところです。ただ単に申し入れがあったということではなくて、私自身その段階でちょっと精査したところ、興津地区の燃料の1K当たりの消費料が高いと。台地部のニラともいろいろ比較したところなんですが、やはり一番燃料の高いところに導入することになると経済効果が高いだろうというふうに思ったところでございます。

それから、1地区の中でその実証事業が、先ほどちょっと前段で申し上げましたが、先ほどからの質問で申し上げましたが、その実証の効果が七十数名の部会の方に広く周知ができるというようなことで、私のほうがJAと協議した結果、今回の興津地区の中での暖房実証は投資効果が高いというふうに評価させていただいて提案させていただいた

ところです。

今後は、その実証地区それぞれ気温の変化とかいろいろありますが、今後その結果をもとに例えば台地部で5度くらいの気温があって育つニラとか、そういったものへの普及も今後は考えていきたいと思いますが、前段で言ったとおりのまず興津地区での実証をということでやらせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） 川舟下りにつきましての答えを申し上げます。

この川舟下りの経費についてでございますけれども、経費につきましては、この組合に加入するときに、今の段階では計画としまして、入会金という形でこの経費を集めて、これを運営に充てろうということで計画をしております。

それと、ここに出ております事務所兼待合所でございますけれども、これにつきましては、10坪ぐらいの面積でございますけれども、これを道の駅の四万十とおわの西隅の駐車場の隅っこに整備を予定しておりまして、景観に配慮してそこらあたり問題のない施設にしたいというふうには考えております。

○議長（味元和義君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） まず1点目ですが、担当課長から投資効果の高いと言われました。以前の議員の質疑の中でも、同じ町ですから、大正じゃ十和じゃ窪川じゃというてそんな見方はするつもりはありません。ありませんが、自分の過日の一般質問でも出したように、中山間というのは本当に売り上げの上がらんもんを一生懸命かじりついてやりよる世界のことが多いんですよ。だったらやはり、先ほどスプレーギクの例を挙げましたけれども、やはりもっともっと例えば、燃料の消費量じゃなくて、本当にここは気温が低いから要るんだとか、いろんなのがあがるがですけど、分け方も含めて。そんなことも考えながら今後いろいろと判断をしていきたいがですけど、やはり今から町の農業を振興するためには、あるかもしれませんけれども、例えば町内の主立ったいろんな例えば団地がありますよね、主にハウスのことですけど。そういうとこの例えば年間の平均気温とかしっかり把握をして、そういう計算の中で試算を立てていくことをしないと、ここだったら元気があるとかやきええろうというそんな問題じゃないと思いますんで、やはりしっかりと担当課長も大正、十和の本当ある意味零細なしんどい思いをしたハウス農家もおりま

すので、しっかりそこらあたりも見詰めていただきたいと思います。

先ほど宮地議員からの中にもありました。今後どういろんなことを試算をして普及をしていくことがあるのかという質疑もありましたけれども、これはリースで1年間ですよ、リースで1年間だけの実証試験ということですよ。例えばそれで試算した結果、結果が出たら普及をしていくんだらうと先ほどの答弁の中にもありましたけれども、そして将来的にどこの地域のどの品目を将来的に考えていかなければならないと今の時点で考えていることがあればお伺いをしたいと思います。

それと、先ほど2点目の川下り補助金ですけども、この事業概要の中に、道の駅と連携し、本格的な体験コース事業展開をするとあります。ご存じのように、道の駅は四万十ドラマが町より指定管理を受けて運営をしています。私もかかわっておりますけれども、連携については、まだほとんど話し合いがされてません。先ほどもたくさんの議員からいろんなことの前段取りの話がありましたけれども、ここはしっかりと連携をするための役割分担をやっぱりうまく調整を担当課がしていただくように、先ほどのいろんなそれぞれの議員さんから質疑がありました中でも、そういう将来に向けて四万十川を生かしていく方法の一つの手段になろうかと思いますので、それについてはお願いをしておきたいと思っています。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

まず冒頭に、興津地区が元気があるところというようなご指摘があったんですが、一定確かに投資できる体制にあるうちに投資をするというのが基本的なところでございましょうが、大変厳しい経営環境、去年のちょっと経営の内容を見ますと厳しかったということで、ただ当然そこに先ほど申し上げましたように、園芸農家の熱意があったということで、私自身JAとともども協議した中で事業の採択といいますか、要望したところです。

今後、ちょっと私、大正、十和、いろいろさらっと思っただけなんですんで非常に勉強不足で申しわけないですが、またハウス団地等々の点在の位置、広さとかいろいろあると思います。また系統外の販売農家もあると思いますが、事業に乗れる部分いろいろ総合支所との協議をしながら、この興津の導入、確かに気温の差がありますので一概にはいかんと思いますけども、この興津地区への実証導入を一つの契機として全町に可能性がある部分については導入の検討をしていきたいと思っています。まだここにどういった作物がということにはちょっと私のほうで触れることができませんが、当然ニラ部会のほうの意向はち

よっとさっき申し上げましたようにとりましたけども、まだそこ辺の導入は部会の中で一定の見解を見てなかった関係で、当面興津地区だけの実証ということになってますが、広く今後は可能性のあるところは、支所とそれぞれ農家とまた協議をさせていただいて、当然ＪＡ高知はたのほうのまた職員さんとも協議をさせていただいて、希望農家については導入をしていきたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） 道の駅との連携についてでございますけれども、これまで正式な形での連携については、株式会社四万十ドラマのほうに申し込んだことはしておりませんでした。これまでの道の駅の指定管理者との協議の中でこの話は何回かは出しておりましたけれども、そういう段階でございましたので、これからそういう点で誤解のないようにこれから協議をさらに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） ２番岡峯久雄君。

○２番（岡峯久雄君） まず１点目の分で、担当課長が今興津にと言うた意味では、四万十町内に２つの農協の組織がありますんで、なかなかやりにくいというのは私も何となくわかります。だから、ＪＡ四万十と高知はたの部分はやはり農林水産課がしっかり橋渡しをしながらそういう提案もしていくし、例えば何かの予冷库を入れるとしたら、両方に投資をせずに、１つで済むもんやったら一緒に連携できるようにとか、そういう方向でのやはり高知はたに対してももっとお話を上のお偉方にしっかりと橋渡しができるようにお願いをしておきたいと思います。

それから、２点目の川下りのことですが、岡本課長から景観にそぐわないような事務所ではないとのことですが、具体的には例えば木造とか、例えば想像してみるにログハウス調とか、何かそんな具体的なことはまだ決まってないがですか。お伺いします。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えします。

事務所兼待合所につきましては、今の段階では事務所は木造で平家建てということでは考えております。この予算的なものを見ましてそういうふうには考えておるがですけども、具体的な形にまではまだ出してはおりません。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 関連しますので、続いて私のほうで一足お先に質問させていただきます。

木質ペレットのバイオマス関係なんですけれども、この事業でだんだんの方々からいろいろご指摘もございましたけれども、まず1点目にお伺いしたいのは、以前私二、三年前からバイオマス、バイオマスでかなり一人やっておりました。それで、何回か一般質問でもかなり取り上げてやってまいりましたけれども、その中で、以前は合併後もやっぱりバイオマスタウン構想を立ち上げてきちっとバイオマスの事業を進めるべきじゃないかと、こういう提案をしましたけれども、室長の答弁では、1年ほど前ですか、そういうバイオマスタウン構想がなくてもバイオマス事業はできるという答弁もいただきました。

しかし、本年度に入って、たしか6月の定例会の町長の行政報告だったと思うんですけども、間違っておれば申しわけないですが、四万十町のバイオマスタウン構想を立ち上げてバイオマス事業を推進するということを記憶しております。

そこでまず、このバイオマスタウン構想を立ち上げるという行政報告がありましたけれども、現在の直接この木質ペレットの補助事業とは関連しませんけれども、大まかな意味で少しだけ、どの程度進んでいるのかお伺いをいたしたいと思います。

それと、現実この興津のいわゆる圃場が20アールですから、2反ですか、のハウスでの実証実験を行うということですが、私は農業も全くわかりませんので、今宮地議員に確認をいたしましたら、2反のハウスはいわゆる標準的なハウスであるということを開きました。

そこで、この事業内容を見ますと、多分1戸ということだと思えるんですけども、それで宮地議員の質問にもありましたけれども、本年度、私はことし1年だけで、これ11月から多分ボイラーたくのは来年の3月ごろぐらいまでですか、一度だけの、いわゆる冬場だけのあれでは、やっぱり寒い時期とか非常に雪が多いときとか、興津でも雪降りますので、非常に年によっては平均気温が随分違うと思うんです。だから、私はやっぱりこういった木質ペレットのバイオマス事業をやるに当たっては、ただ補助事業を1個つけて一度やったきりで果たして正しいデータがとれるかどうか、これも疑わしいと思いますし、ただ標準的な2反のハウスだけでなく、興津にはもっと広いハウスもありますし、1反ぐらいのハウスもあろうかと思えるので、だからどれぐらいのあれであれば、やはり費用対効果というのが補助事業ですのでやっぱり見る観点もあると思うので、私はやはり1回

だけのあれでなくて、来年度も幾ら重油価格が下がったとはいえ、ペレットのほうも恐らくこれからは全国的にも生産量は上がって単価は当然下がってくるろうと思いますし、そういった需要があれば、四万十町内にもそういった自前のペレット工場も持つことも夢ではないかなと思います。そういったことも絡めて、来年度以降も先ほど言ったように重油の価格は下がってきましたけれども、なおかつまず興津地区で来年度以降も継続して事業をやっぱり検証すべきではないかと、これが2点です。まずこの点について伺います。

○議長（味元和義君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは、ご質問第1点目についてご説明をしたいと思います。

下元議員さん、ひょっとお忘れになったかもしれませんが、あれは9月の定例会のときですね、私どもの大正産業建設課の支所のほうで、農林バイオマス活用調査事業というものが四経局この補助事業は採択されて実施しますよということで補正を上げていただいて可決されました。

その中で、今後バイオマスタウン構想についてもこの調査の中に組み込んで構想ができる資料づくりといいますか、四万十町内のバイオマスの保存量とか、また供給施設とかというようなものの調査等をして次年度以降のバイオマスタウン構想ができる段取りを今年度つけていくということで行いますというご回答をしております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 2点目の部分についてお答え申し上げます。

現在確かに大型鉄骨ハウス、長期展張ハウス1棟について20アールの圃場の中で検証していこうということになっております。確かにデータをとる時期については、非常に短い期間だというふうに思いますが、当然年度の事業ということでございますので、3月末で終わるということです。

特に組合員とJAとの話の中では、一番極めて厳しい温度の中でフルに燃やして、そのときの熱効率それから20アールへの風向きによつての全体的な温度の差、そういったもののデータをとりながら、またそれへどれぐらいの労力がかかるか、灰がどれくらい出るのか、どういった管理が必要か、そういったところをマックスの時期を1回やってみたいということが大きな点でございます。

3月で計画どおりのデータ、また彼らの希望いたします実証のデータがとれない場合は、その段階で同じことは2度ということはできんと思いますが、必要なデータの新たなまたデータが必要な事象があれば、当然私としては執行部のほうに予算措置の要求はしたいとは考えておるところですが、先ほど宮地議員もちょっと申されましたけども、土佐くろしおも今やってます。それから、当然芸西で土佐あき農協もやってますので、もうある程度地域で一定いけるとなれば、後はそれぞれがちょっと連携をして、本当に原油価格まだ今後も上下すると思いますので、その辺にもらんで県下、くろしおもミョウガですし、それぞれありますので、製品の統一ということも兼ねてやはりある程度の情報提供をしながら取り組んでいきたいと考えてます。

今のをちょっと繰り返しますが、必要なまだ実証が必要であれば要求はさせていただきたいと思いますが、今回3月まで精いっぱいとれるデータはとっていただきたいというふうに指導しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（味元和義君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 下藤課長からの答弁は、私の勘違いということがありまして理解できました。

なお、やはりバイオマスタウン構想を私としてはやっぱり町としてきちっと立ち上げて、来年度以降も取り組んでぜひいただきたい事業でありますので、よろしくお願いいたしますします。

それから、来年度以降のいわゆる実証実験の継続ですけれども、これ町だけでなく、町のほうのこれ一般財源ですんで大変かと思いますが、またあとJA四万十あるいは園芸部会の負担もそれぞれ3分の1ずつありますので、なかなかしんどいところはあろうかなと思いますけれども、やはり一だけではどうかなというところがありますので、できればJA四万十、興津の部会と春になって実証をきちっと検証していただいて、これだけでわからんねと。課長の答弁にあったように、当然石油価格がまだ、今の見通しでは原油1バレル26ドルぐらいまで下がるというようなことも新聞には出ておりますけれども、いつまた上がるかもわかりませんので、やはり化石燃料からやっぱり脱出して、環境問題、CO<sub>2</sub>の削減、いろんなことを含めて四万十町では、一般質問でも言いましたけれども、やはり環境に優しいまちづくり第3位ですから、ぜひこういった事業に継続に取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 一般会計補正予算総額160億円余りということで、どの項目についても非常に大事な項目であろうと思います。私今議会で非常に重たい疑問を持っておりましたが、今日のような小春日和ということで若干気持ちが緩みまして、それは取り下げまして、3点ばかりお伺いしてみたいと思います。

総額は160億円ということは、これは今年度は35億円の設計、前々からケーブルのものが入ったということで、これだけ膨らんだということは理解しております。

しかし、心配するのは、だれかの質疑でも出ておりましたように、やはり合併当初のシミュレーションでは百二、三十億円が10年ぐらい行くということで、後は段階的に減らされて100億円ぐらいに落ちつくということでしたので、これは総合振興計画にも出ておりますので、まず心配はないと思いますけれども、その点来年の予算を大体、この直接関連になるかとも思いますけれども、これ以上膨らまないのか、その点をお伺いしてみたいと思います。

そして、2点目はケーブルの工事です。

これは私は設計落札価格25億円ですかね、ぐらいの非常に大きな工事でありますので、やはりこれは何らかに、地元に残るかのお金を落としていかないかんということで、いろいろ議員協議会そしてこの本会議でもいろいろお話をしてまいりました。

そして、過日、あれいつだったか、先月だったか先々月だったかちょっと私も忘れてしまったけれども、地元の電気業者さんが中へ立ってくれということで、当時の甲把副町長ともお話をしました。そのときに、宅内配線そしてあるいはまた保守・点検、こういった面で地元業者に利用できるという部分があるよということで一安心したところでございますが、これから精査されなきゃいかんと思うんですけれども、これから先充当の業者にどれだけの恩恵が現実具体的な金額あるのか、そして前にお約束した部分で、これはできなったよと、またこれはできるようになったよという部分があれば、その2点お伺いしてみたいと思います。

それと、3点目にお伺いしたいわけですが、これは私もこれよくわからないんで聞くんですけれども、47ページの社会教育費の中で、文化財保護費というので発掘作業費もろもろのものが出ております。これは場所いろいろ大正、十和考えておりましたけれども、現実どこら辺を発掘していくのか、そしてまたこれは文化財を発掘するとなったら、何か

ある資格がないと、素人さんが行ってちょちょちょちょ掘ってもこれはだめじゃと思うんですけれども、私の親戚で学芸員の南国のほうにおりまして死にましたけれども、そういった人がやっておりましたけれども、ある程度そういった資格がなけりゃいかんと思うんですが、そこらあたり事業の詳細な説明というものをちょっとお伺いしてみたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 工事の関係でございます。地元業者をどう工事費の中に組み入れていくか。まさに総合振興計画の中でも内発的发展とかという形でずっとやってきてましたので、一番の課題でございました。

先ほどの21番議員さんにも話をしたところでもあるんですが、具体的に申しますと、宅内工事をどうしていくかということになっております。宅内工事の中でも、1つはONUから1台のテレビについて電波がきちっと来ているかどうかは工事費の中に含まれているところです。それは責任持って業者がやっていくわけなんですが、あとそれを調べることによって実際デジタル波が、1台は責任持ってやるわけなんですが、家庭内には数台のテレビがあらうかと思えます。そういった意味でデジタル波が通らないということになれば、当然その工事も含まれるというふうに思っております。

そういった意味で、これはケーブルだけの問題ではなしに、アンテナから中継局へ電波をとろうが同じことではあるわけなんですが、まさにそのときに工事というのが発生してこようかというふうに思います。そういった意味では、工事費、全戸これはやらなくてはなりませんので、いずれにしても3年までの間については、そういった意味では地元の業者が今の段階で技術を磨きながら共通した施工といいますか、安心な施工ができるような形で、技術的にも同一水準といいますか、そういう形でできるような形の指導もしていきたいと思えますし、単価についても、個々業者によって違うということになれば、なかなか同じ工事をやる中で不安、工事をされる自宅の加入者の人にとっては不安なところもありますので、現在標準的な単価をどうしていくかということも27の地元の工事業者と協議を進めているところでございます。

融着技術の話も先ほどしましたけど、引き込み線まで含めて今の機会に工事業者のほうにも地元業者への指導といいますか、研修といいますか、深めてやっていきたいというふうに思っております。そういう意味では、地元業者もこれを一つの技術の向上なり、それ

から各家庭の家々の内情の工事も含まれてきますので、積極的な機会ととらえて取り組んでもいってもらいたいというふうに思っているところであります。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 予算規模のことについてのお尋ねがございましたが、お話しのよう、本年度12月補正予算を含めまして160億円の一般会計、大台に乗ったところがございます。

この160億円という予算規模、オーダーについては、当初の財政シミュレーションでは単年度の予算としては恐らく想定をしていなかったところであろうというふうに思いますが、ご案内のとおり、ケーブルシステムがことしから始まったこと、加えまして来年度の前倒しの事業も配分が得られるということでことし12月で補正を計上することになりましたし、さらにまた窪川の学校給食センターの整備等で大きなプロジェクトがことしかなり集中をしたということがこういう結果につながったのだらうというふうに思います。

しかし、それはそれでしっかり財源見通しを踏まえて予算編成をさせていただいたところでございます。来年度予算規模というお尋ねがございましたが、正直言って今予算規模がどれぐらいになるのか、明確な数字的なオーダーというのはお示しできる状況にはないというふうに思います。今月から実質的来年当初の予算編成に向けての事務レベルでの見積もり作業には入っておりますが、年が明けてから実質の予算編成ということになるわけでございます。

ただ、現下の財政、国のほうからまだ地方財政計画も示されてない、そういう状況のもとで、非常に不透明な部分が多うございますし、また懸念材料としては、景気後退等々で国からの財源配分が窮屈になってくると、そういうことも大変懸念をされるところでございます。

そういったことも踏まえまして、一定予算規模についてはシーリングをかけていくということを基本に編成をいたしておるところでございますが、いずれにしても財源あつての予算編成ということでございますから、その辺普通交付税は恐らく来年は相当減ってくることはもう間違いのないところでもあります。そこらあたりも十分しっかり分析をしながら、足元をしっかりと見詰めた予算編成をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） お答え申し上げます。

47ページの3、文化財の保護費についてお答えを申し上げます。

この発掘につきましては、窪川地域の向川と神ノ西そして宮内の圃場整備に伴うものでございます。この地域は遺跡指定を受けておりますので、縄文、弥生のころのものが出たはいいないと、出ればいいんですけども、出たら本掘をせないけませんけども、今試掘調査を行っておる状況でございます。

専門家ということになりますけども、県のほうの一応ご指導のもとに作業を進めておるというところでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 160億円の総額の話は町長から説明ありまして、ある程度理解をいたしました。

これは財政のプロの方おられるんで、今さら言うことはないと思うんですけども、やっぱり一本化算定したときの状況で、それはひとつ余力と考えなさいよということがなですよね、本当はね。この間質問がありましたけれども、特例債90.4億円のうち、今50億円足らず、30億円ぐらいですか、これなんかも借金ですし、ひとつ私らかなり着ぶくれをしましたんで、心配するところでありますんで、ひとつどうぞそこらあたり精査され予算化をしていただきたいと思います。

それから、ちょっとお答えが返ってこなかったわけですが、ケーブルの関係で、現在例えば精査といいますか、現段階で大体工事費が25億円ですかね、落札価格、それでどれぐらいが、我々その細かいことがわからんのですよ、どれぐらいが地元へ落ちる可能性があるのかなということをお聞きしたかったわけですが、その答え返ってきませんでしたし、またもう一点、例えば宅内工事を引く場合、例えば私は大正におりますけれども、業者さんで、私はだれだれとほうばいやからやってくれやとか、そういう可能性もあると思いますが、その区割りですよね、大正は大正の業者、あるいはまた十和は十和、それから窪川は窪川となるのか。それとも、自分の好みでお願いするよという形になるのか、その点お聞きしてみたいと思います。

それから、発掘作業の件ですが、専門家でなくてもいいということですが、これはしたら予備的に私出るから、遺跡があるからそこで発掘するかなと思ったら、公費の関係で出たらやるよということながでしょうか。この点お聞きしてみたいと思います。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） ケーブルの全体の工事費の中でも大部分は機器の問題です。

機器の問題で言うたら70%以上が機器でございまして、そのあとケーブルの伝送路の資材費とか、それからその共架する工事費とかという、大部分がその中に入っております。

今回想定されているONUから家庭の工事ということになるわけなのですが、そこで見れば、これから業者と具体的な金額の想定なりも協議せんといかんところでもあるわけなのですが、例えば今回の工事内の費用でやっていただける部分、1つのテレビまで引けるのを、例えばの例でございまして、7,000円とすれば、その4,000引き込みぐらいになろうと思うわけなのですが、それで見たら七四の2,800万円ですか、そういうような現実見れる価格はそれになります。

ただし、それから業者が入ってくることによって地上デジタルのテレビをどうするやとか、ほかの宅内を見ることによっての、まあいうたら家の中に入っていきますので、ほかのものをどうにかするとかといったようなことで、そういった意味での知り合うことによっての事業効果といいますか、そういうことも見えない部分ではあろうかというふうに思っています。

それから、工事の進め方でございます。基本的にはなじみのある人が各家庭にはあろうかと思しますので、その方を指名するということになるのが一番丸くいくようなところもあるかもしれません。

ただし、工事を進める上に不合理なといいますか、一斉にその地区の引き込みが始まってやるようになりますので、ある意味で連檐しながら、一戸一戸離れたところじゃなしに、その1業者がずっと連なっていけるほうが効率性もあるわけなのですが。そういった意味で、基本的にはこの地区についてはだれだれさんという大枠な枠組みをしながら、基本的にそこら辺お金といいますか、発生してやる場合には個人の契約になりますので、本人さんのやっぱり了解する業者さんやないといかんともあろうかと思えます。そういった意味では、基本的な業者の枠組みをお示ししながら、それでどうしてもだめということになれば、その本人さんが指定業者の中から選ぶといったようなことにもなりはしないかなというふうに今思っているところです。これについても具体的に工事を進めるのは2月ぐらいからになると思います。そういった意味では、それまでに業者と具体的にどうしていくか、一番トラブルのないような形のルールづけをしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、この3地区は向川遺跡、神ノ西遺跡、宮内遺跡という指定を受けてるところなんです。今までも掘ったことがないわけですから、中に何があるのかさっぱりわかりませんが、あるのではなかろうかというところで指定を受けちゃうわけなんです。

今回圃場整備をする際に、盛り土のところがあれば切り土のところもありますので、切るところから万が一そういう重要な遺跡物が出た場合、非常に困りますので、まずは試掘をさせていただいて、その上であるかないかということ判断させていただく事業です。万が一出れば本掘という事業に入るようになります。

○議長（味元和義君） 16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） ほかのことは大体理解いたしましたが、1件ケーブルの関係ですが、確かにONU1個で1個のテレビということで基本的にはですね、あとは私用でいろいろなことが出てくるんじゃないかなということみたいですが、私が聞きたいのは、例えばONU1個で1個やると。そういったときに、ちょっと7,000円とかどうか今説明があったみたいですが、私ちょっと理解できなかったのですが、大体今の25億円の中で1戸1個ということで計算すれば、地元業者に幾らおられるのか、こういった具体的な数字を聞いたかったわけですが、それがわかっておればお聞きしてみたいと思います。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 先ほど申した7,000円というのがひとり歩きしてもらったら困るわけなのですが、まだ確定された額ではありません。その内容というのは、要するに工事費の中といいますか、請負業者がケーブル本線から、クロージャーというところから軒下のONUという機械まで引き込み線を引きます。その引き込み線からテレビに向けて、例えば共聴施設でしたら今まで保安器というものがありませんでした。その保安器に差し込んだのを今度ONUという機械に差し込んだらそれでテレビが通じると思うわけなのですが、その差し込みがえとそれから基本的に家の中にある1台のテレビが映るかどうか、デジタル波が流れているかどうかの確認作業が必要です。その作業が幾らになるかということで、例えば9,000円といったところです。それプラス、流れていないということになれば、当然補修をしなければなりません。これはケーブルの責任にされたら非常に困るわけなのですが、デジタル波を流すということにかかる費用でございます。そこ

ら辺はその場合には、流れないということになれば、宅内のONUからの引き込みが悪ければ新たにケーブルを引き直しをしなければならないということになっております。

ただし、これまで共聴施設でやっておった同軸ケーブルですかね、基本的にはそれは流れるようにはなります。ただし、それから分配器で部屋のほうへ分けたとか、2階へ分けたとかといった場合の保安器がひょっとしてデジタル波を通さないような古い機器であれば、当然その補修の工事も必要になってこようかというふうに思っております。

先ほど7,000円と言ったのは、まだ確定ではないわけなのですが、基本的に1台まで電波が流れるかの確認作業も含めてやる作業の標準的な費用をその前後といいますか、そこら辺で業者と話をしているというところです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 簡単に2点伺います。

林業振興総務費、製材所の焼却炉の問題であります。先ほどさきに課長に聞くと、これは単独では申請しても補助はおりないというふうに聞いておりますが、組合に入ればだれでも、組合をつくればとか、そういうのに入って申請すればこれの対象になるのかを伺います。

それと、6款2項3目の美しい森林づくり整備交付金事業、新規事業であります。これ2,500メートル、2キロ500の作業道の設置だと思いますが、これはどの辺に2キロ500をつくるのでしょうか。以前にも産業建設常任委員会で視察に行ったことがあるんですが、工事した後崩れるとかという、民有林、民有地に影響がないような設定とか、そういう配慮というか、その辺を伺いたいと思います。2点です。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 6款2項2目の製材組合焼却炉の関係ですが、組合員になればよいかという問いですが、この件につきましては、窪川、大正、十和地域の現在の製材を行っている製材業者さんに集まってお話をして話し合いをずっと持ってきた事業でありまして、現在ここに想定しているのは、十和地域の製材協同組合さんに対して整備をするものでありまして、1年にすべての製材業者さんが整備されるということにはなっておりません。製材組合さんのほうと十分な話し合いをしていただいて、優先順位というものが当然ないと、すべての製材業者がいけないと思いますので、組合員になればというのは、地域の製材組合さんと話し合いを持っていただきたいと考えております。

それと、美しい森林づくり整備事業については、どこら辺かという話ですが、この事業につきましては、本年度から始まる事業でして、5年間の計画を立てまして、その計画に基づいて森林整備を起こしていく事業であります。林業の場合は、造林事業の中で美しい森林づくりとか、いろいろと名前が変わっていきませんが、補助率自体が68%とか50%とかいろいろ変わってきますし、事業費自体も変動があります。

今回予算で計上しているのは、窪川地域の町有林の寺野地域の堂ノ川という町有林の整備をこの事業費で予定しております。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 焼却炉の話なんです、その組合に入っただけの話し合いということですが、別に何業者かおられますよね、例えば5業者おって3業者が組合つくってると。残りの人がいけば第2の組合みたいなものをつくっても、それはだめということですよということと、それから先ほどの2,500メートルの窪川地区の町有林ということですが、以前に先ほど言いました町有林の作業道によって民有林まで雨とか台風とかといった災害で民有林に土砂が流れ込んだとか、そういう話も聞いたことがありますので、その辺の配慮というか、効率よいルートの設定、そういった点でのことはもう十分検査してのことだと思いますが、その辺も含めていま一度願います。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 組合の問題につきましては、製材とはどうしてこういうことかといいましたら、窪川地域の製材業者につきましては、現在須崎の住友大阪セメントさんのほうに有価として買っていただきゆうし、大正地域の方も有価として買っていただく方もおりますし、自分とこの乾燥機の熱源として当然利用している方もあります。十和地域の組合さんとお話ししたのは、住友大阪さんに出すのか自分ところで焼却をするのかというのを十分討議をしました。ダイオキシン対応等もありますので、どういう方法が一番組合としていいかなということでやっておりまして、今から組合つくったらだめかということではなしに、今から製材業新たに起こす方もおいでるかもしれませんし、十分に自分の地域でダイオキシン、保健所等の指導もあるかと思います。いかに自分とこで出てきた製材廃材を消費しているかということがすごく問題になってくるかなと。それをできたら燃料として使う方法、それから焼却炉として燃やして処分する方法を選んでいただきたいし、いま一度地域の製材組合さんとお話をしていただきたいと思ってます。

それから、町有林について災害が出たらどうするかということですが、ちょうど2年ぐ

らい前、３年前からやっていますが、一応作業道をつくって民有林のほうに被害があったという事例はありませんし、松下議員さんが委員長さんでもあられますので、産業常任委員会と十分に現地調査等をして、ますますよい線形、ますますいい森づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） １１番松下和孝君。

○１１番（松下和孝君） 焼却炉の問題ですが、新しく製材つくるじゃなくて、例えば今５つの業者があって、３つがその組合に入ってますよね。だから、あとの仮に２つの業者がありますよね、入ってない組合が。その２つの組合がいえば第２の組合みたいなもん、製材をつくったとした場合、そういうなのも対象になるんですかということ聞いてます。その点。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 簡潔に答えると、すべての製材組合さんのほうには自分たちが全部一軒一軒回らせていただきました。その中で希望があるかないかをとらせていただきまして、現在つかんでおりますが、また新たにどうしても入りたいという方がありましたら、調整等をしてまいりたいと考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

１３番酒井祥成君。

○１３番（酒井祥成君） 簡単にやりますので、簡単に教えてください。

先ほど川下りののがでいろいろ質疑が出ました。その中で、これは補助金として出しておりますので、１０坪で４８０万円ですね。建物等について所有権ですね、これどうされるのか。例えば用地としては町の用地であり、そこを貸借をしてそういう形にするのか、全部組合の財産として取り扱うのか、あるいは行政財産としてやっていくのか、そのあたりのところがちょっと先ほど聞けなかったもので、そのあたりをちょっとお伺いをしたいと。

それで、４８０万円というお金は非常に単価的には、坪当たり４８万円ですか大体、これは備品も含めての単価になるのか、そのあたりも明確にやっぱり言うておく必要があるのではないかなというふうに思いますので、ちょっとお答えください。

○議長（味元和義君） 答弁。

岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） 川舟下りについてお答えしたいと思います。

す。

土地につきましては、町の土地でございますので、これ貸借関係を結びたいというふう  
に考えております。事務所、待合所につきましては、補助金ということで回しまして、こ  
の組合のということで、管理をしてもらうということで進めたいと。組合の所有というこ  
とで管理をしてもらうということで進めたいと考えております。

それと、事務所兼待合所の内容についてでございますけれども、事務所と待合所、それ  
を考えておりまして、空調についてはこの中で一応考えております。

以上です。

(13番酒井祥成君「わかりました。いいです」と呼ぶ)

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君） 1点だけちょっと考え方についてお伺いします。

予算書の32ページの先ほど取り上げられました木質ペレットの件ですが、きのう梶原  
議員の一般質問について、町長はお金の問題ではないと。漁業にやればこれはまた農業に  
もまた反映をしていかないかんという答えをきのうは出したわけですが、この問題につい  
てもある程度燃料の高騰に対しての対策だと思うんです。これに対して60万円をつける  
んだったら、やはり漁業にもある程度何かの形で補助金という名目でそれぐらいの金額は  
出してもいいんじゃないろうかと、そういう感じがしますが、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 町長の答弁があろうかと思いますが、漁業との関連がご  
ざいますので、私のほうでちょっとご説明させていただきたいと思います。

漁業振興の中でこういった事業も検討した経緯がございます。現在確かに直接コストへ  
投資する部分と、今回のコストを下げるための施設を投資、若干私自身ちょっと違うよう  
な気もするんです。

水産の場合、例えばガソリンエンジンから軽油のエンジンに切りかえるとか、そういつ  
た例えば資本といいますか、整備をするのであれば、一定の助成はできようかというふう  
に思いますが、直接先ほど言われたような燃料代へ即イコール投資というような形の部分  
については、町長が申し上げたとおりのことだというふうに思います。

新たに事業投資をする可能性がございましたら、当然私どものほうも対応していきたい  
と考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） おっしゃる意味もわからなくはございませんけれども、この実証試験に対する補助金と燃油の高騰に対する一般的な補助金なりとはかなり性格的には違うと思うんです。これまで出てきたお話の中では、燃油高騰に対する助成については、直接燃油が高騰した分に対して給付をすると、助成をするという性格のものですが、これはあくまでも高騰をいかに回避をするというか、抑制をする、そういう構造的な改善対策の一環ということでもありまして、出てきた結果として燃油が上がった、全部助成をするということは、私は先ほど来ずっと申し上げてきておりますように、全町的なグローバルな形での助成ということにもなるわけでして、そこまで町として果たしてできるのかという財政上の問題もありますし、いかなもんかなというふうに考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１０２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０２号平成２０年度四万十町一般会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第１０２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１０２号は原案のとおり可決されました。

ただいまより３時５分まで休憩します。

午後２時５１分 休憩

午後３時０４分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第１１ 議案第１０３号平成２０年度四万十町国民健康保険

事業特別会計補正予算（第２号）、日程第１２ 議案第１０４号平成２０年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第１号）、日程第１３ 議案第１０５号平成２０年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第１号）、以上議案第１０３号から議案第１０５号までの３議案を一括議題とします。

この３議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

１０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） ３議案を一括して質疑ということですので、順番に１０３号から質問していきたいと思いますが、今回の補正は、主に歳入の中で療養給付金の交付金の増額、前期高齢者交付金の増額が主な歳入で、その分繰り入れをしていますが、基金の繰入額を８，２００万円減額するという内容の補正予算であろうかと思いますが、この療養給付費交付金の２，５００万円と前期高齢者交付金の３，４００万円余りのこの歳入は、当初からこの時期に入ってくると見込まれておった予算で、当面そういった意味ではその歳入の穴埋めに基金から１，２００万円ほど繰り入れておったという見方でしょうか。その点ご説明をいただきたいというふうに思います。

続きまして、１０４号の大正診療所の補正予算であります、１点だけ答えていただきたいのは、８２ページの県の支出金の中で、僻地診療所設備整備費補助金が８３万円余りの計上ですが、歳出の中で、ここの医業費の中に出てる材料費の中で県の支出金が出されておりますが、この整備費と材料費というのがちょっと私には関連がちょっとわかりませんので、その点だけ答えていただきたいと思います。

１０５号に至っては、９４ページの中で繰越金が今回７７８万７，０００円前年度の繰越金という形で、この時期にこの額がなぜ入ってきたのかなと単純な疑問ですが、もっと早く補正計上をするべきではないかなと、額の多寡にかかわらず。補正で前年度の繰越金がここに入ってくるということは、何か理由があつてのことでしょうが、その理由をお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えいたします。

議員先ほど言われたとおりでございますが、实际的に当初予算を組むとき見込みで立て

ておりましたもので、その部分の精査した結果として増額となってきたわけでございます。

前期高齢者の交付金につきましても、全体の中の前期高齢者の比率といった分を掛けまして、その率が全国平均よりも上回った分についてくるものでございまして、その部分が今回計算されてくるようになったわけです。したがって、当初は基金のほうから1億6,337万8,000円を充てておりましたけれども、今回マイナス8,273万4,000円ということになるわけです。

○議長（味元和義君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） お答えします。

まず、県補助金の83万4,000円でございますが、当初は調整交付金という形で国保会計から繰り入れという形をとっておりましたが、直接大正診療のほうに補助金でおりるということでございますので、組み替えをしたわけございまして、これに相当するものは、当初予算で備品購入費で胃カメラのスコープを計画してました。補助率は2分の1です。したがって、この470万円とは全く関連性はありません。これにつきましては、医薬材料費の附属の補正の額でございます。

○議長（味元和義君） 酒井医療福祉センター所長。

○十和医療福祉センター所長（酒井寿哉君） 94ページの前年度繰越金の件でございますが、この件につきましては、決算の時期が今回ということになりますので、その決算が承認されることを見越しての補正となりました。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。

国保の関係でいくと、いや私が、ちょっと答弁、私の聞き方が理解が足りないんでしょうと思うんですが、当初この今回の補正の中で、いわゆる歳入の説明の中では、2,250万円の内訳は、一般現年療養給付費分として1,200万円、一般現年後期高齢者支援金分として910万円ですが、これは何かたまたま入ってきたということなのか、あと前期高齢者交付金もですが、現年度分3,300万円ですが、なのかなんのかなということなんです。当初からこの金額が入ってくるだろうけれども、しかし当初は財源不足で基金を崩して歳入に入っておったのかなというふうに、質問の意味わかります。なのかなという私の見方なわけです。そうじゃないと、いやこれはたまたまこの額が入ってきたから基金へ戻

したんだというのか、どうなのかと。質問者がろくにわからんもん質問しますが。

それと、診療所の件ですが、これもちょっと意味が私にはわからざったがですが、要するに今回の計上は、県の補助金で整備費補助金として38万4,000円入ってきたわけですね、計上として。では、歳出を見たら、医業費の中の財源の内訳で同じ額が、470万円の中の内訳で8,3,4が返ってきて、その他が三角になっちゃう。まあいい、要するに医薬材料費が470万円じゃということですので、材料費というのはいわゆる消耗品じゃないかやと。読み方ながですよ、材料費、設備費じゃないと。材料費というのは設備費に範疇に入るかなという疑問があるわけです。それです。

それで、十和のほうは、要するに今は計上の時期、毎年出ちよる。たまたま私これ気がついたもので、毎年この計上の仕方であれば、じゃあ大正の診療所の繰越金はこの時期には入ってこんがかやという、逆に疑問を感じるわけですが、同じ会計であれば、診療所の会計であれば、大正もし繰越金があったら入っちゃおかいかんが入らんがやったら、なかったかなというしか見ようがないですが……

（「入っちゃよる」と呼ぶ者あり）

入っちゃう、入っちゃうが。ごめんね。

以上です。

○議長（味元和義君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） ページ81ページに、当初は国保会計繰入金として83万4,000円を計上しちよったわけです。これについては、わかりました。そしたらもう説明しません。構いません。

それと470万円とは全然関係がないわけですし、当初、先ほども言いましたが、極細上部消化器官スコープといいまして、鼻から入れる胃カメラを購入する補助事業で、備品の中に予算化してます。それに対して補助金が2分の1の83万4,000円入るが、調整交付金で入るという想定をしておりましたが、それが直接補助金で入るということで、ここで三角にして、こっちの県の補助金で83万4,000円を上げたわけです。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 先ほど議員言われたとおり、この数字ですが、退職者医療給付費の交付金及び前期高齢者の交付金でございますけれども、当初は見込みとして上げておりますので、今現在として実績上見る数字が上がった段階でこの差ができてきたということでございます。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 担当課長、わからんで、最初も同じ答弁でしたが、それがわからんで私再質問しゆうわけです。当初見込みがあったから計上しちよったというがやったら、基金の繰り入れをせんでよかったことになるわけです。みんな疑問的に執行部見ようがですけど、僕のほう。というのは、基金の問題を僕は気になっちゅうがです。いつも国保は基金持ってますが、ことしも基金を崩してまでもやらないかんというて当初はいろいろ言うがですよ。しかし、ぽっと12月になったらまた基金半分ばあもとに戻すがですよ。当初は落としながら、見込みがあるがやったら、それを説明してくればええがですけど、いや基金を崩してまでも国保会計はやらないかん状況にありますちゅうような提案をしときながら、失礼ですが、12月か3月になったらぽんぽんぽんぽん、19年もそうでしょう、基金を全部戻してるでしょう。だから、そういうテクニクを使うてくるのかよと僕はいつも疑問に思うわけです。それを堂々と当初に説明し、こういった当初は入ってきませんけれども、その分を基金崩して入れないかんですけども、やがてこの金額に相当する分が入ってくることが想定されますというがやったら、ああなるほどと思うけど、一般会計もそうですが、財源不足で大変じゃと。基金を崩してまでもやらないかんと言いながらも、19年度も3億円余りの剰余金を基金に戻してあるわけでしょう。それを私は、やっぱり正々堂々と隠すことなく説明してくれば納得するわけです。今回もこういう計上の仕方してますので、疑ってかかるわけです。これ入ってくる予定のがこうやってまた戻したやないかと私は思うわけです。だから、その説明もう少しわかりやすくしてください。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） それではということではありませんけれども、基本的に当初の見込みというのは余り軽々に見ておると、足らんということになると大変なことになろうかと思えますし、特にこの6、1、1の前期高齢者の交付金というのは、基本的には全国平均の計算をされた上で計上されてきております。それが今回一応20年度を過ぎていくについて、高知県レベルの内容で落とせることになりますので、その部分で計算をしていくと、全国と高知県の差といいますか、その差の分がこの交付金として納められるということで増になっているということになります。

したがって、全然ごまかしたというわけではなくて、やはり医療というのはわかりませんので、全国平均を最初やっておって、最初の見込みというのは、見込んではおるけども

精査していきゆうとこういうことが起こってきますので、そのところはご理解願いたいと思います。よろしくお願いします。

(10番田邊哲夫君「わかりました」と呼ぶ)

○議長(味元和義君) 高瀬副町長。

○副町長(高瀬満伸君) 私のほうから全体の関係をちょっと説明させていただきますが、当初予算を編成するときに、先ほど市川課長も申しましたけれども、歳入として不確定なものについては極力排除をして、ぎりぎりの状態で予算を組んでおります。これは確実に入るというものについては当初予算で計上しますが、どうかわからんというものについては除いた形でいきますので、それについては基金を充当して歳入と歳出の調整をとっているということでございまして、年度の途中でそういった不確定なものが歳入として入った場合には、基金の繰り入れを戻すといえますか、そういったような形にしておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長(味元和義君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(味元和義君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第103号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(味元和義君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第103号平成20年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

議案第103号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(味元和義君) 挙手多数です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

これより議案第104号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(味元和義君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０４号平成２０年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１０４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１０４号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０５号平成２０年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１０５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１０５号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第１４ 議案第１０６号平成２０年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第１号）、日程第１５ 議案第１０７号平成２０年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）、日程第１６ 議案第１０８号平成２０年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）、日程第１７ 議案第１０９号平成２０年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、以上議案第１０６号から議案第１０９号までの４議案を一括議題とします。

この４議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

２０番田邊客子君。

○２０番（田邊客子君） 余りにも補正額が大きいので質問いたします。

124ページの歳入であります、108号です、後期高齢者です。この保険料の現年度分の特別徴収保険料。特別徴収というのは、年金からの天引きなのですが、これが4,600万円の減で、それから普通徴収、月1万5,000円以下の年金生活者のこれは保険料であります、それが600万円増の補正になっておりますが、これはどうしてこういうような大きいな補正なのか。

非常に後期高齢者医療制度については批判がありまして、政府も減免制度などを取り入れて国民の批判をかわしているわけですが、何かそのためにこれだけの減になったのかどうなのかお聞きいたします。

（「小休してください。ちょっと小休をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（味元和義君） 暫時休憩をいたします。

午後3時26分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番、ほかに質問がありましたら。

○20番（田邊客子君） この件だけです。

○議長（味元和義君） 暫時休憩をします。

午後3時29分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 大変失礼しました。基本的には国の制度が変わってきたことによって、今まで7割軽減であった分がありましたけども、それが8.5割軽減という形になりました。国保から後期高齢者に行ったときに、低所得者については安くないといかんという計算をしてみると、それが高かったということも含めまして、国のほうの制度を変えて、7、5、2の軽減があるわけですけども、それを8.5割まで上げましたので、その部分で既にこの特徴でもう納めよった方がおります。その方はもう既に納め切っておりますので、その部分をちょっと言葉悪いけども差し引くというか、それは入ってくる必要がない金になりますので、その部分のお金でマイナスになります。わかりにくいですか。

(20番田邊客子君「プラスは。マイナスもあるけどプラスもある」と呼ぶ)

この下ですか。

(20番田邊客子君「はい」と呼ぶ)

これについては、やはり实际的に特徴の部分がない分た分で払わないかん人も当然あるわけです。ただし、7割軽減の人は8.5割軽減というような形になりますので、その方の部分がもう既に支払いが終了されてます、物によっては、人によっては。その部分でこのマイナスということになってきます。

それで、あと実際に僕ちょっとこれ心配しよったのは、これは後期高齢者ですので、この部分のそれなら軽減された分のお金はどうかということだと思っておりましたけれども、これは広域連合のほうへ直接入っていきますので、その部分でちょっと頭が交錯しました。申しわけございません。

○議長(味元和義君) 20番田邊客子君。

○20番(田邊客子君) 普通徴収のほうが増えてるんですよ、600万円増でしょう。その下、特別徴収の下の普通徴収が増えてるがです、増額。予算書見てください。

(町民環境課長市川敏英君「601万1,000円の話じゃないです」と呼ぶ)

そうです。低所得者ながですよ、この層は、普通徴収の方は。年金月1万5,000円以下の方が普通徴収ですので、そこが増額になるというのが妙に合点がいかないがです。

○議長(味元和義君) 市川町民環境課長。

○町民環境課長(市川敏英君) 普通徴収で条件がついて、ちょっと条件、今手元に持ってませんのでわかりませんが、条件がついた形で普通徴収に移ってますので、その方の分が上がっております。

(20番田邊客子君「ああそうか。わかりました」と呼ぶ)

○議長(味元和義君) ほかに質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番(田邊哲夫君) 私わかりませんのでお聞きしたいのは、当初の説明はわかりました。いわゆる法の改正によって7.5、2が8.5になったということで、払い過ぎておった分を減額したので、広域連合へその分も差し引いて歳出で出ていったというのはわかるがです。

じゃあ今まで当然特別徴収で年金からずっと引かれよったわけですね。今課長が、それがこういう形で減額になったのでということですが、じゃあ払いよった人たちの年金のこの特別徴収されてきた方は既に、余分な保険料は手元に入るのか、次の保険徴収のときにそれを回すのかというのは、どういう仕組みになっているのでしょうか。

それと、客子議員はわかったと言いますが、私は601万1,000円がわからんのは、特別徴収から普通徴収になった人の分がこの600万円というのですか。それがちょっともう少し6、0、1、1の説明を詳しく、適当に答えんように、もっとわかりやすく、客子さんは理解度がええでしょうが、私はわかりません。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えします。

国のほうの中で、特別徴収から随分論議されて普通徴収に切りかえてきた経緯があるわけですが、その中で全部が普通徴収に行ける状況ではなかったと思ってます。その中で、その条件に合った方が普通徴収のほうに移行されておると思いますので、その部分の方の金額がここに計上されておると。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） いや私の認識は、特別徴収は月額1万円以上、いわゆる1万5,000円以下の人でも多いので特別徴収の分に入ったわけですね。だけど、特別徴収から普通徴収に変わったということは、余計払いよったけど急に年金が下がったということですかじゃあ。そこがちょっと。要するに普通徴収か特別か、年金の1万5,000円がラインでしょう。だから、1万5,000円以上の人が極端に1万5,000円以下に下がるという、年金制度はそんな仕組みながですか。特別徴収というのが急に普通徴収に変わりますか。年金は固定でしょう、ある面では。どうしてじゃあ1万5,000円以上と以下とでどっかから変わってくるがですか。今の説明、市川課長はそういう説明ですよ。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 年間18万円以下の方は普通徴収というふうにしてましたけど、制度がその部分は変わってますので、その18万円以上の人でも普通徴収の方もおられます。そういうことで、その制度が変わったということが大きな原因でそういうことにはなったわけです。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今年金の1万5,000円だけの話をしましたけども、当然後期高齢者の方でも農業収入があったり自営業収入があったり、そういう一つのいろんな条件の中で経済厳しくなると、農業収入も減ったと、自営の収入も減ったというそういうさび分けの中で、特別徴収から普通徴収になったとか、そういう見方があるがやないかなと。

ただ、1万5,000円払いよった人が1万5,000円以下になったという話じゃないでしょうと。

（町民環境課長市川敏英君「じゃないですね」と呼ぶ）

そうですね。だから、その辺もう少し私たちにも理解しやすいようなやっぱり、担当課の課長が答えてますんで、それは専門の私どもは課長だと思ってますので、多忙きわまりないと思いますけれども、せめて本会議場ではしっかりと答弁ができるような課長であってほしいと私は願ってます。

以上です。答えがある。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 頑張ります。

（「すみません、小休してもらえませんか」と呼ぶ者あり）

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

午後3時44分 休憩

午後3時46分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） すみません。基本的にはそのように言いゆうつもりですけども、なかなかうまく伝わってませんで、10月に制度改正があつて、今の特別徴収が解除されて普通徴収に変わりました。その結果としてここに普通徴収としてこの601万1,000円が移動されたということです。

ただ、先ほどのように7割軽減が8割5分軽減になった方のさきにもう支払い済みじゅう方についての減額がありましたので、その上に出てる分と、ただ特徴がなくなったことによって普徴に上がった分が601万1,000円と。それが10月の改正で行われたということでご理解ください。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１０６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０６号平成２０年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１０６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１０６号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０７号平成２０年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第１０７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１０７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０８号平成２０年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１０８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１０８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０９号平成２０年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第１０９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１０９号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第１８ 議案第１１０号平成２０年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第１９ 議案第１１１号平成２０年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第１号）、日程第２０ 議案第１１２号平成２０年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計補正予算（第１号）、日程第２１ 議案第１１３号平成２０年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第１号）、以上議案第１１０号から議案第１１３号までの４議案を一括議題とします。

この４議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

２５番宮崎南海男君。

○２５番（宮崎南海男君） もう何ぼ言うたちないろうというときに立ち上がりましてごめんなさい。ほかではございません、例のごとく議案第１１３号でございますが、ちょっ

とこれについて質疑をいたしたいと思います。

これはお昼のときにやりました議案第97号の職員給与に関する条例の一部改正ということと絡んでおるとと思いますが、これご案内のとおり、本特会は一般会計、特別会計と、全職員の給与に関する特会であろうと思っております。

それで、町長は一般会計のところで多分これの増減の理由につきましては、1つには県の人事委員会の勧告に伴うことと、1つには休職職員のことを理由に上げられたように記憶にあるわけであります。

そこで、お尋ねしたいと思いますが、給料だけについてお尋ねしたいのですが、これは1,362万6,000円減になっております。この人事院勧告に伴うものにつきましては、午前中にやりましたとおり、これは給与でありますから給料だけではありませんが、186万7,000円。このうちに給料が増額されておるということは再三お尋ねしたとおりであります。ですから、この減額の給料分についての人事院勧告に伴うものについては減額でありますから、この増額は理由に当たらないのではないかと思うわけですが、それはそれとして、さてそうしたら、減額があと一つ残るのは、休職職員の関係です。これ2回目の補正ですが、当初の予算を編成してから後、何人の職員が休職しておるか。それから、その休職にかかわる給料分は幾らか。

ついでお尋ねしますが、現在当初予算組む以前からの分も含めて全員で休職者が何人おるかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（味元和義君） 樋口総務課副課長。

○総務課副課長（樋口 寛君） お答えをいたしたいと思います。

まず、今回の補正予算に係る休職者、つまり平成20年4月1日から予算編成を行いました11月中旬までの休職者ですけれども、育児休業による休業者が4名、病気による休職者が3名、合計7名が休職をしております。その休職者に係る給料の減額ですけれども、7名合計で748万5,000円を今回減額補正をいたしております。

それから、今現在の休職者でございますけれども、育児休業の休業者が3名、病気による休職者が1名、合計4名でございます。

○議長（味元和義君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） 休職者が当初予算を組んでから後に7名で、その経費が748万5,000円の減ということになるわけですが、それじゃこの1,362万6,000円との差額はどうなるわけですか。

それと、本来給料が増額になっておるとすれば、人事院勧告によった186万7,000円はその増額になった分の中に入っておるということが考えられるわけですが、これは減額でありますから、本来ならばこの人事院勧告がなかったらその分は、これ給与ですから、全部手当等共済費へ入るわけでしょうけど、1,362万6,000円へ人勧分の給料が加算されてもっと減額せないかんということになりますよね、人勧がなかったらすよ。そのようなこと等々があって、この748万5,000円と1,362万6,000円の減とは妙に結びつかんわけですが、その差額はどこの部分で減額になったがでしょうか。

○議長（味元和義君） 樋口総務課副課長。

○総務課副課長（樋口 寛君） お答え申し上げます。

給料総額では1,362万6,000円減額にはなっておりますけれども、その説明欄を見ていただきたいところですが、そのうち特別職の給料が441万7,000円減額となっております。これにつきましては、甲把副町長が8月末で退職いたしましたことに伴います減額でございます、一般職の給料については920万9,000円の減額ということになっております。

問者おっしゃられますとおり、この中には人事院勧告に伴います給料の増加分も含まれておりますので、1,000万円程度の減額になっておる部分が含まれておるわけですが、その主なものといたしましては、先ほど申しました退職者の給料の減のほか、当初予算を編成しました後に退職しました職員がおります。そういう職員の減額でありますとか、あと採用予定者は概算で給料を計上いたしますので、実際に給料を決定いたしました場合のその差額でありますとか、そういうもろもろのものが含まれてまして今回の減額補正というふうになっております。

○議長（味元和義君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） 退職された方の分はお尋ねしなかったき言わざったわけでしょうけど、わかりませんでした、それで大体おおむねわかりました。

さてそこで、7名、退職者何名でしょうかわかりませんが、7名の職員が休職、病休をして、事務は円滑に行われておりますか、何ら影響ありませんか、ありますか。

○議長（味元和義君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 職員の減、病休と育休ですか、これにつきましては、それぞれの課のほうで対応していただく場合もございますし、また業務の中では臨時職員をお願い

いをして業務をやっていただくということにしております。

途中で臨時職の想定されるものについては当初予算で休職分については予算化をさせていただくというところで措置をさせていただいております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１１０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１０号平成２０年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第１１０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１１０号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１１号平成２０年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１１１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１１１号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１２号平成２０年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１１２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１１２号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１３号平成２０年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１１３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１１３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第２２ 決算第１号平成１９年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この議案につきましては、決算特別委員長から決算審査報告書が提出されておりますので、委員長にその経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員長田邊哲夫君。

○決算特別委員長（田邊哲夫君） 今度は執行部の席に立たせていただきまして、答弁を受ける立場になりました。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、四万十町決算特別委員会審査報告を申し上げますけれども、各同僚議員の皆様にはお手元に報告書を配付をしておりますので、それを見ながら私説明をし

ていきたいと思いをします。

それでは、当委員会に付託を受けました平成19年度四万十町一般会計及び各特別会計並びに水道事業歳入歳出決算の審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、審査の経過であります。審査に当たっては、執行部から提出をされました決算資料及び監査委員の決算審査意見書をもとに、執行部の出席のもと説明を求めて慎重に審査を行いました。

また、審査の過程で現地調査も必要だという委員の意見もございまして、若井にありますし尿処理施設、天ノ川にあります銀河、斎場、峰ノ上にあります旧窪川町の環境美化センター、4カ所の現地の審査も実施をいたしました。

2番目として、審査を実施したそれぞれの課の日程をお手元に配付をしておりますので、こういう形で実施をいたしました。

次に、審査の結果でございますが、実質的には合併後2年が経過した中での決算であります。平成18年度と同様に、平成19年度当初予算は、歳入不足を補填するために基金の繰り入れをしての編成でありましたけれども、決算では基金の繰り入れも0円となって黒字決算となったところでございます。

まず、歳入を考察するならば、前年度対比で定率減税の廃止による町税の税収はございましたけれども、依存財源であります地方交付税は5,420万3,000円の減額となっております。

今後の行財政運営に当たっては、限られた予算を公正公平な行政サービスや福祉を提供していくために、早急に改善をすべき事項また検討すべき事項の意見を付して平成19年度四万十町一般会計及び各特別会計並びに水道事業歳入歳出決算については、全員の一致をもって認定すべきものと決定をいたしました。

4番目に、決算の内容ですが、これは執行部からいただきました決算報告書の内容また監査委員さんから出されました歳入歳出決算の内容と同じ内容でございますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。特別会計も同じように、執行部、監査委員の歳入歳出決算に基づいてここに計上をただけのことでございます。

次に、先ほど申しましたように、改善すべき点、検討すべき点それぞれ特別委員の皆さん方の意見を、3点ではございますけれども、大変重要な検討すべき課題だという委員の皆様方の賛同をいただいて、3点にわたって意見を付しております。

まず、町税については、本日の補正予算も含めてでありますけれども、滞納金の問題が

毎年度議会でも取り上げられております。この滞納金のうち、租税債権管理機構へ徴収を移管しておりまして、年々、19年度の実績を見ましても実績を上げていることはご承知のとおりであります。

また、庁内でも昨年度副町長を本部長として滞納整理本部を立ち上げています。まだ残念ながら収入未済額が1億4,583万円余りもございます。なお一層、今日の副町長の答弁にもありましたように、なお一層努力をし、徴収に努めてほしいと思うところでございます。

次に、多くの決算委員の方々から2番の問題が大きく指摘をされました。国土調査の問題ですが、旧大正町、旧十和村ではもう既に地質調査は100%完了をしているわけですが、旧窪川町にあっては、平成19年度末で40.52%の達成率であります。このことからいたしまして、平成19年度事業ベースでまいりますと、今後30年もしなければ国土調査が完了しないという状況にありまして、これでは課税客体に町民の間に不公平が生じることになりますので、事業費を増額し、アウトソーシングなど検討しながら早急な完了を目指す努力が必要だと考えられます。

3点目でございますが、旧窪川町で建設をされました環境美化センター施設は、ダイオキシン問題等がございまして現在は使用不可となっております。現在もなおずっと設置されたままの状態に施設があるわけですが、町長にお聞きをいたしましたけれども、大分前に見積もりをとりましたら、約5億円余りの取り壊し費用がかかるのではないかという見積もりもあったと言われてます。

旧十和村、旧大正町では、旧施設がありましたけれども、約3,000万円から4,000万円で取り壊しが可能となって、一般財源を投入し、取り壊してきたわけですが、確かに現地を見ますに、大正の施設の比ではないと。大変煙突も高いし、内部の施設も大変広うございます。そういった点で5億円余りの予算が必要かもしれませんけれども、いつまでもこの施設を放置をしているわけにはいかんだろうと。ましてや19年度の予算の中でも地元の協力費が若干計上されておりますけれども、金額ではなく、地域住民の不安をできるだけ早く取り除くということが行政として責務ではないかという意見がたくさん出されまして、施設の取り壊し、また活用も含めて早急に対処すべきではないかという3点を意見を付して決算特別委員会が認定をしたものでございます。

どうかよろしくお願いをし、私のほうから報告を終わります。

○議長（味元和義君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告について質疑があればこれを許可します。

質疑ありませんか。

13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） どうもご苦労さまでございました。大変立派な結果出しておりますが、私は1つだけ不安を感じておるのは、いわゆる投資的経費の中で普通建設事業費が、前年度比たしか、ように覚えてないがですが、24%ぐらい下がっているんじゃないかと。その中において大体7億円近いものが下がった中で、今議会においては雇用対策問題あるいは企業立地の問題を含めて検討している中において、建設業では7億円といえ、1業者が大体1年間につぶれるぐらいの事業費ではないかと。それを今後どう対応していくのか。21年からはだんだん事業費が下がってくるのではないかと。そういうことで、合併以前には1町村当たり大体10億円から9億円ぐらいの事業費が設定をされていたと思いますけれども、だんだんとそういうことが下がってくることに当たって、今後そういう事業計画がスムーズにいくのかどうかというのが僕は心配でございました。

そういう中で、一定こういうことが書かれておりますけれども、本来ですと産業建設常任委員会あたりでそういう附帯意見なりを述べてやるべきじゃろうとは思いますが、決算の中でどういう議論がされたのか、そのあたりをちょっとだけお答えいただければありがたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 決算特別委員長田邊哲夫君。

○決算特別委員長（田邊哲夫君） ただいま酒井議員から質問をいただきました。決算委員会でこの問題だけに絞って今の酒井議員の質疑の内容については意見の交わりはなかったわけですが、既にご承知のように、18年度決算で土木費が16億6,000万円、19年度の決算で10億7,000万円、18、19年度対比の中では約35%の減ということになりました。

これは、ご承知のように、合併前の法定協議会で各町村、企画課長がいつの日か、今議会だったのでしょうか、述べたとおり、100億円余りの各町村の事業費の計画があったわけですが、18年度ある面ではその計画を実施したがために、ある面では18年度はこれだけの工事ができたと。当然合併になりましたので、町村比較の中で低いところを上げるというのは当然のことでありましたので、特に18年度は集中的な工事費の計上という形になったかと思っておりますけれども、町長の答弁にもあったように、やはり限られた予算の中で十分精査をしながら計画の事業は実施をしていきたいという答弁もあったよう

に、特に四万十町の大きな産業は公共事業でありますので、引き続きできる限りの公共事業投資はしていくべきではないかという私の委員長としての意見でございます。

( 1 3 番酒井祥成君「ありがとうございました」と呼ぶ)

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより決算第 1 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより決算第 1 号平成 1 9 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案について委員長報告は意見を付して認定とするものです。決算第 1 号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、決算第 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 2 3 四万十町議会改革特別委員会の最終報告について。

四万十町議会改革特別委員会から最終報告を行いたい旨の申し出がっております。

お諮りします。

四万十町議会改革調査特別委員会からの最終報告を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、四万十町議会改革特別委員会からの最終報告は、これを許可することに決定しました。

四万十町議会改革特別委員長宮地章一君。

○議会改革特別委員長（宮地章一君） それでは、許可をいただきましたので、四万十町議会改革特別委員会の最終報告を報告いたします。

皆さんのお手元に配付をいたしております最終報告書に従って報告をさせていただきたいというふうに思います。

四万十町議会改革特別委員会最終報告書。

本委員会に付託をされたことについて、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告をいたします。

四万十町議会改革特別委員会は、昨年3月に議員発議により設置をされ、今日まで7回にわたり委員会を開催し、議論をしてきたところでございます。この間、住民組織の方々や区長会を初め各組織の代表者との意見交換会を行い、皆さん方のご意見を参考に特別委員会で議論した事柄をご報告申し上げます。

3項目大きな課題を上げて議論をしてきたわけですが、まず第1点といたしましては、議員定数の問題でございます。

議員定数は、人口の推移、本町の面積、他町村との比較など、さまざまな角度から議論をし、多数決の結果、次回の一般選挙より20人にすることで本議会に提案することになりました。

少数意見といたしましては、各組織の方々のご意見も含め、18人から20人という意見もあったところでございます。

次に、議員報酬でございます。議員報酬につきましては、議員定数が大幅に減少することや若い人の立候補も考慮し、現状維持が妥当ではないかというのが委員会の総意でございました。

また、各常任委員会の委員長報酬につきましては、低過ぎるので引き上げてはというのが委員会としての提案でございます。

3点目でございますが、議会、議員の活性化あるいは情報公開についてということで議論をしてまいりました。定例議会の日程は、町民にできるだけ早く知らせるということや、来春からスタートするケーブルテレビでは議会中継を行う、あるいは議会だよりをできるだけ早く発行することが提案をされました。行政、議会、住民の信頼関係が非常に今多く求められておる中、各常任委員会活動も住民の切実な要求実現では大いにかかわることが重要と認識をいたしまして、議員各位の公約実現、政策立案能力などの向上に努めるということも多く委員の皆さん方から意見が出た次第でございます。

以上、本会議への議会改革特別委員会からの提案並びに報告でございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） これで委員長の最終報告を終わります。

これより委員長報告について質疑があればこれを許可します。

質疑ありませんか。

8 番山上利嗣君。

○8 番（山上利嗣君） 特別委員会の委員の皆様方、本当に長期間ご苦労さんでございました。すばらしい報告をしていただきました。

委員長、1 点だけ確認を兼ねて質問をさせていただきたいと思います。

この特別委員会が始まった当初のころに私は1 回だけ傍聴をさせてもらいました。まだまだ議員定数が議論もまだ決まってないような状態のときでございましたけれども、議員の中から、合併したけど相当広いと、面積が広いと。それともう一つは、旧町村単位で今度1 選挙区にしてしまったら、地域の議員の旧町村のバランスが崩れてきて非常に声が通りにくくなるのではないかと、このような意見を聞いたわけでございます。私も全くそのとおりだということでした。

しかしながら、今回の報告書にはその点については触れておりませんが、1 回合併後在任特例を使いました。今後の選挙からはもうこの小選挙区については、法令に従ってもう今後についてはないと、あくまで1 選挙区でいくという委員会の内容であるということではよろしいかどうか、その辺委員会としての見解を明確にご答弁をお願いします。

○議長（味元和義君） 議会改革特別委員長宮地章一君。

○議会改革特別委員長（宮地章一君） お答えをいたします。

明確にということではございますが、明確ではないかもわかりませんが、お許しを願いたいと思います。

合併協定書、合併協議会というのが合併前には随時開催をされてきたところでございますが、平成16 年6 月の合併協議会ではなかったかというふうに思われますが、その中に6 款の議会の議員の定数及び任期の取り扱いの3 項で、在任特例適用後最初に行われる一般選挙に限り選挙区を設け、選挙区ごとに議員の定数を求めるという項目がうたわれております。この合併協議会の中には、現在おられます議員さんも8 名ほど入っておられまして、議論を重ねてきたことかと思われます。

ただ、公職選挙法によりますと、第15 条の6 項の中で、特に必要があるときはその議会の議員の選挙につき条例で選挙区を設けることができるということではうたわれております。

そういうことでございますので、法的に絶対できないということではないかと思われませんが、一般的にこの合併協議会の協定書を見た限り、来期からは小選挙区、いわゆる選挙区の設定あるいは選挙区ごとの議員の定数は定めないということになるのではないかと、うふうに私は考えております。

以上です。

(8 番山上利嗣君「了解しました」と呼ぶ)

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） 委員長どうも長い間ご苦勞でございました。

ここに私は初議会という冊子を持ってきました。この中に、議員削減という項目がありまして、今現在は抹消されておりますけれども、読んでみますと、定数削減のところは、議会制民主主義と民意反映という観点で慎重に期するべきと記述しております。

私が 2 年前の選挙で当選したときに、私を応援してくれた方からこんな意見を言われました、2 人に。一人の方は、次の選挙も 3 つの選挙区で残すべきやないかという点が 1 点です。それで、もう一人の方は、私を応援したんですけど、次は優さん応援せんと。なぜかというたら、大正の人を応援したいと。大正の人がかわいそうなのというのがこれ意見でした。この 2 人の意見の相違というのは、この初議会に書いている精神に基づく意見です。

それで、いずれも大正、十和村の場合には、実際選挙やれば、合併後の選挙というのは意外性が出るものです。だから、そういうふうには簡単にいきませんですけども、単純に有権者で比例しますと、大正、十和は 2 倍の票をとらないかんというふうな計算になるわけです。

そこで、お聞きしますけれども、住民の方からいろんな懇談されたということですが、こういう立場からの憂いの意見というのはなかったでしょうか。

○議長（味元和義君） 議会改革特別委員長宮地章一君。

○議会改革特別委員長（宮地章一君） お答えをいたします。

住民組織の代表や、あるいは各組織の代表者との意見交換会も 3 回にわたって取り組んできたところでございますけれども、次回の選挙も従来の今の現状のような選挙区を設定して選挙をせえという意見はございませんでした。

ただ、今岩井議員さんのおっしゃられたようなことは非常に、現状の議会の議員構成を

見たときに大事には感じるわけですが、ただ18年3月には3旧町村が合併したわけですので、もうそろそろ1つの町としてこの議会の構成もとらえていかなければならんというふうに考えます。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

19番梶原政利君。

○19番（梶原政利君） 1点だけお伺いします。

特別委員会で議員定数につきまして20名と決定をされたというご報告がありました。これは何を基準に20名という定数をお決めになられたのか。私たち現在この議場に残っております旧窪川町の議員はご承知かと思いますが、私たち旧窪川町の議会でも、議員定数の検討特別委員会というのを立ち上げまして、議員の定数に限って検討をしたと、検討、審議をしました。私もその一人の委員でございまして、先ほど申し上げましたように、ここに残っております議員の方の中にも委員になられた方が何名か残っておりますし、当時の議員もかなりな数が残っております。

ご承知かと思いますが、私たち特別委員の中では、さまざまな資料を収集しました。類似団体の県内、県外、これは牧野議員さんが北海道あたりまでのこれはインターネットでとっていただきまして、その類似団体との比較を行った。それ以外にもさまざまな資料を収集しまして検討をいたしました。

さらに、3回ぐらい地域の代表者との懇談もされたというご報告ですが、私たちの委員会のときも、各地域からの代表、全員協議会か臨時議会かちょっと記憶がありませんが、確かに全員協議会ではなかったかと思います。この議場の中で意見発表を聞きました。賛成か反対かの意見発表をさせていただきまして、それを全員で聞いたという経過があります。

そして、委員会としての結論としては、定数についての数字は出さんと。それは決定をせずに、検討した資料を全員に提供して、全員協議会の中で検討をしていただくという方向で委員長が報告を行ったという記憶がございます。

今回の特別委員会は、20名という決定をしたということですので、先ほどお聞きしたとおり、これを決めた基準についてお答え願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 議会改革特別委員長宮地章一君。

○議会改革特別委員長（宮地章一君） お答えをいたします。

20名の定数を決めた根拠ということでございます。ただいま梶原議員さんの話の中にもありましたように、本委員会は20カ月近く7回にわたって検討を重ねてきたわけですが、この間には当然多くの資料あるいは他自治体の意見なども聞いてきたところでございます。特に類似市町村の議員定数あるいは財政状況それから議員報酬等などは、数回にわたって検討を重ねてまいりました。

1つには、公職選挙法や地方自治法第91条第1項、第2項の中で、市町村議会の議員の定数は条例で定めるということになっておりますが、その2番で、市町村議会議員の定数は次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲で定めなければならないということで、1番から7番がありまして、私ども検討した中で、恐らく議会の一般選挙というのは、普通でありますと23年2月になるのではないかと思いますけれども、その時点では恐らく町の人口というのは2万人を切るであろうと、1万9,000人台になるであろうという想定をされております。いろんな資料の中でもそういう想定をされておるわけですが、このことを考えてみますに、4番目に入っておるわけですが、1万以上3万未満の町村においては、最大の議員定数を22名にしなければならないということが入っております。このことを基本において18名から22名という意見が出ましたので、最終的に委員会の中で一人一人の……。

すみません、訂正します。今4項の中で1万以上3万と言ったように思いますが、訂正をさせていただきます。1万以上2万未満の市町村においては最大議員定数が22名ということがうたわれております。このこともかんがみて町の財政状況あるいは社会的動向、町民の声、同規模町村との比較などを検討した中で20名ということが委員会では決定されました。これにつきましては、一人一人の委員の意見を十分に尊重して決定したというふうにとらえております。

また、先日の新聞を見られた方はわかると思いますが、近隣といいますか、県内の34市町村の中でも、特に安芸市あたりでは2万人を超えておるわけですが、18人の議員を14名にすると。22年度には14名にすると。あるいは、室戸市では16人の今の議員を14人にする。そして、いの町では人口が2万8,000人を超えておるわけですが、24名の議員を20から22にするということで今検討されておりますし、特にお隣の中土佐町におきましても、現在16名じゃないかと思いますが、12名にするという方向で検討をされております。こういうことをかんがえましたときに、20名というのは適正な定数ではないかというふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これで四万十町議会改革特別委員長の最終報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第２４ 発議第１２号四万十町議会の議員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

２３番宮地章一君。

○２３番（宮地章一君） 四万十町議会の議員の定数を定める条例の制定について提案をいたします。

提出者、四万十町議会議員宮地章一、賛成者、岡峯久雄、島岡幹夫、田邊幹男、堀本伸一、山岡義正、酒井祥成でございます。

四万十町議会の議員の定数を定める条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出をいたします。

その前段で、先ほども話をさせていただきましたが、皆さん方に配付をさせていただいております配付資料の一番裏面を若干訂正していただきたいと思います。下の枠の中の４番ですが、１万人以上３万未満というふうに載っておりますが、１万以上２万未満ということですので、訂正を願いたいというふうに思います。

続きまして、提案理由の説明をいたします。

平成２０年第４回定例会発議第１２号四万十町議会の議員の定数を定める条例の制定について、この議案につきましては、平成１９年３月２０日に四万十町議会特別委員会を議員発議で立ち上げ、今日までに全７回の審議、協議をしてまいりました。

この７回のほか３回については、四万十町の未来を考える会や四万十町区長連絡会、民生児童委員、四万十町総合振興計画審議会、地域審議会、四万十町連合婦人会、四万十町ＰＴＡ連合協議会などの各組織代表者との意見交換会を開催し、議会への大変貴重な助言、提言、要求、思いをたくさんの方から賜り、今後の議会運営で反映しなければならないというふうに思っております。

今後における人口の推移や県内各市町村の状況の比較検討、社会情勢には極めて厳しい

内容がありますが、しかし、かといってこの広大な面積の中で四万十町民の生活を守るため、極端なる議員の削減が求められる任期満了後の次回の一般選挙から、四万十町議会の議員の定数を20人とすることが最適と議会改革特別委員会では賛成多数で決定しましたので、新たに四万十町議会の議員の定数を定める条例を制定しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」「あり」と呼ぶ者あり）

反対討論ですか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 私は反対の立場で討論に参加いたします。

私たち議員は、町民の声をしっかり町政に届け、町政をチェックする任務を負っております。合併して3カ年近くが経過しようとしています。振り返ってみますのに、先ほど特別委員長のお話もありましたが、合併の特例を生かして旧町村の議員42名が9カ月在任いたしました。その後また特例制度を活用し、旧大正、十和地域にも配慮した小選挙区制を設けて、今私たちはその任期途中であります。

今日の補正予算の質疑の中でもつくづく感じましたが、その地域におけるそれぞれの議員だからこそ地域の皆さんの声が反映され、現実が、町民の皆さんの生活がよくわかるということを非常に痛感したわけですが、こういった経緯をとったことは、非常に私はいい結果であったと今非常に思っているところであります。

ただ、非常にこの四万十町は広大な面積であります。住民の思いや要望をつかむのはまだまだ大変な、これだけの人数では大変な状況にもあります。私の地域におきましても、合併後議員の顔が見えなくなった、そういう声が多く聞かれます。

また、産業の形態、文化の異なった地域の合併ですので、住民レベルで考えますと、まだまだ一体感の持てるそういったまちづくりにはなっておりません。特に大正、十和の住民にとっては、行政との距離が遠くなった、端々が切り捨てられるのではないかというそういう不安を持ってる皆さんがたくさんおいでです。

以上のことを考えると、まだまだ新しいまちづくりの途上であると思います。今後人口2万人を切ることが予想されますが、先ほど提案の中にもありましたが、自治法で定められております上限22人の定数の議員を確保し、この広大な耕地を有します四万十町、多くの町民の声を反映させる議会をつくっていく立場に私たちは立たなければいけないと考えております。

議員削減のメリットとして経費の節減がよく言われます。四万十町の今年度の一般会計の中で、議会費を占める割合はわずか1%であります。民主主義には多少のお金と時間がかかります。よって、今回6人減で20人定数の条例には反対いたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

8番山上利嗣君。

○8番（山上利嗣君） 私は、今回の発議の案に対しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

四万十町議会の総意で立ち上げました四万十町議会改革特別委員会の最終報告が宮地委員長より出されました。長期間にわたり計7回の真剣な議論を重ね、さらに四万十町の住民組織の区長会を初め、各組織の代表者との意見交換を行い、民意を取り入れながらの委員会としての重い決断であろうと推察をいたします。

行政のスリム化は何年も前から町民の中で取り上げられ、前田町長も行政コストの引き下げに日夜努力されている姿に敬意を表するものであります。

一方、議会経費の節減要求は、たびたび住民の方々からもろもろの場で指摘されていることは十分承知をいたしております。この町民要望に対し、議会みずから議員定数の削減という決定は、いろんな人から今意見も出ましたけれども、四万十町の広い面積から判断しても、また議員数の旧町村のバランスからしても、相当厳しい内容であるとは思いますが。

しかしながら、町財政の厳しさや近隣の類似団体の最近の議員定数の大幅削減内容や近い将来四万十町人口が2万人を切ろうとしている状況の中、さらに現在の政治に対する厳

しい世論からしても、今回の議員定数削減については適正な特別委員会の判断であると思います。

したがって、今回の議会改革特別委員会の報告のとおり、次期の一般選挙より26人議員定数を20人に削減することについては賛成をいたします。

また、議員定数削減以外にも、議員報酬等の件そして議会の活性化や情報公開についても、真剣なる議論をなされ、四万十町議会の将来に向けての方向性も適正に議論をされていると思います。議員各位におかれましても、今回の議会改革特別委員会の報告を了承し、発議第12号四万十町議会の議員定数26人を20人に削減する提案にご賛同をお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（味元和義君） ほかに討論はありませんか。

19番梶原政利君。

反対討論ですね。

○19番（梶原政利君） 議員定数削減について私は反対の立場から討論を行います。

合併前の旧町村の定数の合計は42名でございました。合併して在任特例によりまして昨平成19年2月10日まで在任特例で来まして約1カ年、その後合併特例法に基づきまして26名、約半減した議員となりました。この議員数は、四万十町の新しいまちづくり計画を達成するためには決して多いとは言えないものでございます。

特別委員会での審議、検討の結果、これを6名削減をしまして20名とすることが決定をされました。これを受けて定数の改定条例案が提案をされておりますが、これに対しまして私は反対の立場から討論をいたします。

まず、現状26名を20名にと。これは約26%、約4分の1の議員が地域にいなくなるわけでございます。本町の面積は、ご承知のように、淡路島より広く、642平方キロ、県下最大の面積でございます。しかも、地形は過疎と高齢化が進む中山間地と僻地、それと山坂越える海岸部といった形状を有する地域で構成をされている町であります。

こうした町の議会にあつて、議員定数を今回提案されましたように大幅な削減を行った場合、それぞれの地域の実情に精通をしている議員が空白となる地域が増加することは間違いありません。そのため、特に山間僻地の住民の声や意見が正しく議会に反映をされなくなります。疎外されます。したがって、行政によるサービスに不公平が生じかねないものとなりかねません。

そこで、私は皆さんお持ちの議員必携の中にございます議員の心構えというところをもう一回読み直してみました。ここの中には次のように書かれてあります。住民の声や心を代表するというところで、議員は住民の代表者であると。それは住民が考えていること、思い願っていることのすべてを代表するということである。大きく叫び、いわゆる声が太い、強く訴える組織やバックを持った住民の声は容易に把握できるが、地域社会の片隅にいる弱者の声、組織を持たない住民の小さい声、特に声なき声やため息を聞き取りにくい。住民と行政との橋渡しをすべき議員は、そうした大きな声、小さな声、声なき声、ため息すべての声を把握して、これを代表し、住民の心情をつかんで、その心で物事を考えることが大事であると。住民とともに喜び、住民とともに涙する血の通った信頼される行政ができるかどうかは、このような議員の活動に待つところが極めて大きいと言わなければならないと、このように議員必携の中にうたわれております。

そういう中身になっておりますが、ひいてはこういう状況になれば、その声はなかなか生かされない。ひいてはますます過疎が進行をする。同時に、議員が少数になればなるほど多様な議論はなくなります。特別委員会の発表の中にあります議会の活性化、これは当然なくなっていくと。活性化にはつながらなくなることは明白でございます。

さらに、合併して3年目でございまして、「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」を目指す新しいまちづくりは今始まったばかりでございます。こうした重要な時期に住民を代表する議員定数の削減は論外です。本案を撤回し、再検討を行うよう提案をいたしまして私の反対討論といたします。議員各位の賢明なご判断をよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（味元和義君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事日程の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

ほかに討論はありませんか。

26番池本公夫君。

（「反対でな」「賛成じゃないんやな」と呼ぶ者あり）

ちょっと待ってください。

原案に賛成者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） そしたらどうぞ。

○26番（池本公夫君） 一つも用意はしておりませんでしたけども、私も各議員のいろんな意見を聞いた上でちょっと感じるところがありますので、一言言わせていただきます。

いろんな社会情勢、今日の社会情勢をかんがみまして、やはり議員定数は削減するというのが本筋だとは思いますが、確かに梶原議員と客子さんが言われたように、少人数のやっぱり民意を反映させるためには、やはりここでは小選挙区をもう一回考えるべきではないかと。定数20は私は賛成でございますが、小選挙区をもう一回提案したいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 定数に対してですので。

（26番池本公夫君「意見です」と呼ぶ）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第12号四万十町議会の議員の定数を定める条例の制定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

発議第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立多数です。したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第25 陳情第12号北の川山元貯木場整備工事に関する要望書の取り下げについて、日程第26 陳情第19号町道の認定に関する要望（旭が丘地区）の取り下げについて、以上陳情第12号及び陳情第19号の2議案を一括議題とします。

この陳情2議案につきましては、産業常任委員会及び建設常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に陳情代表者より陳情取り下げ申出書が提出されましたので、

その写しを配付しております。

お諮りします。

質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論は省略することに決定しました。

陳情第１２号の取り下げにつきましては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第１２号北の川山元貯木場整備工事に関する要望書の取り下げについては、これを許可することに決定しました。

次に、陳情第１９号の取り下げにつきましては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第１９号町道の認定に関する要望（旭が丘地区）の取り下げについては、これを許可することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第２７ 陳情第３６号『「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書』採択に関する陳情を議題とします。

この陳情につきましては、所管の産業常任委員会の付託にし、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業常任委員長松下和孝君。

○産業常任委員長（松下和孝君） それでは、産業常任委員会より報告いたします。

四万十町議会議長味元和義殿。産業常任委員長松下です。

陳情審査報告書であります。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９４条第１項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第３６号。付託年月日、平成２０年１２月５日。件名、『「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書』採択に関する陳情であります。

審査の結果、採択すべきものと決定しております。全会一致であります。これが通れば意見書を提出するということになります。ご決定のほどよろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 産業常任委員長の報告が終わりました。

産業常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第３６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第３６号『「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書』採択に関する陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第３６号を委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第３６号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第２８ 陳情第３２号町道の認定に関する要望（旭が丘地区）を議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

建設常任委員長竹内常喜君。

○建設常任委員長（竹内常喜君） 陳情審査報告。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９４条第１項の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第３２号。付託年月日、平成２０年１２月５日。件名、町道の認定に関する要望。場所は旭が丘でございます。

審査の結果は、採択すべきものとの決定でございます。全員一致であります。ご審議の

上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

建設常任委員長の報告について質疑があればこれを許可します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第３２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第３２号町道の認定に関する要望（旭が丘地区）を採決します。

お諮りします。

陳情第３２号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第３２号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第２９ 発議第１３号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書案、日程第３０ 発議第１４号危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書案、以上発議第１３号から発議第１４号までの２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

１１番松下和孝君。

○１１番（松下和孝君） それでは、産業常任委員会より意見書を提出したいと思いますので、よろしくお願いします。

発議第１３号。四万十町議会議長味元和義殿。２０年１２月１２日。

提出者、四万十町議会議員松下和孝、賛成者、宮地章一、田邊客子、池本公夫、牧野利恵子、岡峯久雄。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書、皆様のお手元に配付しておるとおりでございます。ご高覧ください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年12月12日。  
高知県高岡郡四万十町議会。

衆議院議長河野洋平、参議院議長江田五月、内閣総理大臣麻生太郎、厚生労働大臣舛添要一、総務大臣鳩山邦夫、経済産業大臣二階俊博様。

以上であります。

発議第14号。産業常任委員長松下和孝、宮地章一、田邊客子、池本公夫、牧野利恵子、岡峯久雄。

危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

お手元に配付しているとおりでございます。地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成20年12月12日。高知県高岡郡四万十町議会。

衆議院議長河野洋平、参議院議長江田五月、内閣総理大臣麻生太郎、外務大臣中曾根弘文、経済産業大臣二階俊博、国土交通大臣金子一義、環境大臣斉藤鉄夫であります。

よろしくご審議のほど、ご決定をお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 先ほど電力が切れたのでそのときにしたかったかなと思いましたが、これはCO<sub>2</sub>の削減の中で、これは国際法とそれから国内法の中でこの意味がちょっとわかりませんので、キャップ・アンド・トレード型の排出量取引等の制度を導入することと、こうなっておりますが、これは今県のほうでもいわゆる取引権の制度について今検討をされておるといいう中に、今の知事の報告の中にもございました。

そういう中で、一定国では試行的に今現在行っているとは思いますが、現時点では法的な国内法というのが成立をされておられません。そういう中であって、この取引関係つまり簡単に言いますと、四国電力ではCO<sub>2</sub>の削減効果というのが、いわゆる大正町の森林の

9, 000ヘクタール、CO<sub>2</sub>を吸収する9, 000ヘクタールに等しいという説明がなされております。そういう中で、水は伊与喜川にどんどんと流れておりますが、そういう中で本当にこの国内法の制定に当たって、やはりこういうことを言われておるのか、そのあたりがちょっと僕理解ができませんので、もしわかったらこのキャップ・アンド・トレード型のというのはどういうものかということをご教示いただきたい。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 委員会のほうでは、うちのメンバーがすごい環境にはすごい関心のあるメンバーばかりで、地球規模で物事を考えるような感性の強いメンバーばかりですので、全然議論しなくてずっとオーケーでした。

（13番酒井祥成君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第13号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書案を採決します。

発議第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第13号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に

委任することに決定しました。

これより発議第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第14号危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書案を採決します。

発議第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第14号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第31 発議第15号地方の道路整備の財源確保に関する意見書案を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 発議第15号。四万十町議会議長味元和義様。

提出者、四万十町議会議員竹内常喜、同じく島岡幹夫、弘瀬則彦、梶原政利、林健三、酒井祥成。

地方の道路整備の財源確保に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

詳細については、皆様のお手元のほうに添付をしてありますので、見ていただきたいと思います。

思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出をいたします。

平成20年12月12日。高知県高岡郡四万十町議会。

内閣総理大臣麻生太郎、総務大臣鳩山邦夫、財務大臣中川昭一、国土交通大臣金子一義様でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第15号地方の道路整備の財源確保に関する意見書案を採決します。

発議第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第15号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第３２ 発議第１６号町産材利用木造住宅建築促進決議についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

１１番松下和孝君。

○１１番（松下和孝君） それでは、産業常任委員会より決議の報告をいたします。

発議第１６号。四万十町議会議長味元和義様。

提出者、四万十町議会議員松下和孝、宮地章一、田邊客子、池本公夫、牧野利恵子、岡峯久雄。

町産材利用木造住宅建築促進決議について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

町産材利用木造住宅建築促進決議について。

本町は広大な林野面積を持ち、優良ヒノキの産地として全国的に知られております。また、林業は本町の基幹産業の柱の一環でもある。このことを踏まえ、促進決議をするものである。

外国産材の輸入、木造住宅建築の減少などで木材価格が低迷する中、林業従事者も減少し、後継者不足や林業経営が危惧されているところであります。その打開策として間伐の促進や四万十方式による作業道路網の整備を図るなど、木材搬出コストの削減にも取り組んでいるところである。

木材の持つ人に優しい温かみのある木造住宅の建築を促進するため、本町の公共公益施設においては最大限町内産材を活用した住宅建築にすることを推進するとともに、本町内における民間住宅建築などについても、町民に町産材の利用拡大を促進し、支援することを決議する。

平成２０年１２月１２日。高知県高岡郡四万十町議会。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

１０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） 大変タイムリーな決議案だと思ってます。特に提出者、賛成者を見ると、所管の委員会でもんだあげくの決議案だと思いますが、ただ最後の文章の中で

支援することを決議するとなっております。当然これは議会は町民の代表の決議ということになるわけですので、支援するということになってくると、当然何らかの支援策というものも委員会の中で検討されたかなというふうに私は思うわけですが、例えばお隣の栲原町は、こういった町内産の利用促進については現金の支給、またある町では町有林の木材の提供などと、いろんな支援の方策というのがあると思うわけですが、そんないろんな県内外の支援策というものを勘案をしたというか、検討したということはあるんでしょうか。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） その点につきましては、具体的にはありませんが、今後そういう支援の項目について中身は練っていきたいというふうに考えております。

（10番田邊哲夫君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第16号町産材利用木造住宅建築促進決議についてを採決します。

発議第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第33 発議第17号議員派遣の件についてを議題とします。

5番山岡義正君から地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条並びに会議規則第14条の規定により提出されております。提出者の提案理由の説明を求めます。

5 番山岡義正君。

○5 番（山岡義正君） 大変お疲れのところ申しわけございませんが、1 つだけ発議させていただきます。

発議第 1 7 号。四万十町議会議長味元和義様。

提出は、私、山岡義正と議会運営委員 7 名全員の賛同を得て派遣の件について提出いたします。

議員派遣の件について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

議員派遣の件でございます。

平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日。地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び会議規則第 1 2 0 条の規定により次のとおり議員を派遣をいたします。

高知県町村議会議長会議第 6 0 回定期総会でございます。目的、期日、場所、派遣議員につきましては、お手元に配付の文書のとおりでございます。

以上、提出いたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第 1 7 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第 1 7 号議員派遣の件についてを採決します。

発議第 1 7 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第 1 7 号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第３４ 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、建設常任委員長から、各委員会において審査・調査中の事件について、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長、教育民生常任委員長、建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

次に、各委員長から各委員会において審査・調査中の事件及び所管事務の調査事項について、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成２０年第４回四万十町議会定例会を閉会します。

午後５時２２分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成     年     月     日

四万十町議会議長

平成     年     月     日

四万十町議会議員

平成     年     月     日

四万十町議会議員